

【報告事項】

		資料頁
1. 令和8年度部の運営方針の一部修正について	企画総務部 (企画政策課)	P. 2
2. 我孫子市デジタル戦略の改訂について	企画総務部 (デジタル戦略課)	市HP
3. 我孫子市人材育成方針の改訂について	企画総務部 (人事課)	P. 28
4. 我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について (専決処分の報告)	財政部 (課税課)	P. 50
5. 我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について (専決処分の報告)	財政部 (課税課)	P. 102
6. 我孫子市財務規則の一部改正について	財政部 (資産管理課)	P. 110
7. 我孫子市生活支援給付金支給事業実施要綱の制定について	健康福祉部 (社会福祉課)	P. 120
8. 我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂について	健康福祉部 (健康づくり支援課)	市HP
9. 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (専決処分の報告)	健康福祉部 (国保年金課)	P. 126
10. 我孫子市こども家庭センター設置要綱の制定について	子ども部 (子ども相談課)	P. 131
11. 今後の放射能対策事業について	環境経済部 (生活衛生課)	P. 132

令和8年度 部の運営方針管理書

部 局 名	企画総務部
部 局 長 名	高見澤 隆
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度から10年度までの3か年を計画期間とする、第四次総合計画第3期実施計画を策定し、第2期実施計画からの継続性を踏まえた総合的かつ効果的な行政経営を行うとともに、実施計画に位置づけた事業を適切に進行管理していきます。さらに、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づける施策や事業を着実に進め人口減少対策に取り組みます。・歳入の確保策としてふるさと納税寄附金をより多く募るため、ポータルサイトを効果的に活用するとともに、広報及びシティプロモーションと連動させ情報の発信を強化します。あわせて、寄附受入額の増加に繋がるよう市内事業者と共に魅力ある返礼品の企画・発掘を進めます。・行政評価制度を活用し、事業の適切な進行管理を行うとともに、行政改革の取り組みとも連動しながら事業の改善に引き続き努めます。・湖北台地区公共施設の第2期整備について、複数の公共施設の跡地活用などに向けた検討を進めます。・新たな文化交流拠点施設については、関係課と情報共有しながら、施設のあり方について引き続き検討していきます。・成田線の増発や常磐線特別快速列車の我孫子駅への停車など、鉄道の利便性の向上に取り組みます。また、成田線の活性化に向けた取り組みについては、沿線自治体6市町で協力し、JR東日本と連携しながら進めるとともに、令和8年4月1日に成田線（我孫子～成田間）開業125周年を迎えることから、記念事業を実施していきます。・市民サービスの向上や効率的・効果的な行財政運営を図るため、近隣市町等と連携しながら、公共施設の相互利用など広域行政を一層推進します。また、手賀沼・手賀川を活かして交流人口の拡大を図る取り組みを、引き続き進めていきます。・連携協定を結んでいる大学や企業と連携し、相互連携の取り組みを充実していきます。・平和事業を市民の協力と参加のもとに実施し、平和の大切さについて市民とともに考えます。・近年の在住外国人の急激な増加への対応及び国際交流・多文化共生を推進するため、引き続き、国際交流協会（AIRA）と連携し、市民と在住外国人が互いに理解・交流を深める機会を提供するとともに、在住外国人が安心して生活できるよう支援していきます。・行政施策の情報を広報あびこやホームページだけでなく、新聞、テレビ、ラジオ、SNS、アプリ等のさまざまな媒体を積極的に活用し、迅速かつ的確に提供していきます。・市民ニーズを市政への手紙やメール、市政ふれあい懇談会などを通じて把握し、関係部局等との調整を図りながら市政に反映していきます。・若い世代の移住・定住化の促進や交流人口の増加を図るため、あびこの魅力を広く市内外に効果的に発信します。・情報公開制度に対応する文書管理として、ファイリングシステムにおける維持管理を徹底し、行政情報資料室等において市政に関する情報

を適切に公開します。また、文書管理のデジタル化を見据え、文書管理システムの導入に向けた検討を進めていきます。

- ・多様な採用方法や募集方法を検討し、優れた人材の確保に努めるとともに、職員研修の実施、人事評価や多面評価の活用、職員派遣や人事交流を進めることにより、人材育成を図ります。さらに社会情勢や行政課題に的確に対応できるよう、継続して組織体制を見直し、柔軟で機能的な組織としていきます。
- ・働き方改革を推進し、柔軟な働き方に対応する多様な勤務体制を検討するとともに、在宅勤務などテレワークの継続・活用を図ります。
- ・窓口開庁時間短縮の試行における課題などの検証を進め、試行実施施設の拡大を検討し、本格実施を目指します。
- ・事務処理誤りの発生を防止するため、作成した対応策（リスク評価及びリスク対応策）を継続するとともに、対応策に対する評価を行い、職員一人ひとりのリスクマネジメントの取り組みを推進していきます。
- ・行政や市民、NPO、企業などの多様な主体が、市民ニーズに適合した質の高いサービスを提供していけるよう、多様な手法を検討・活用し、事業の民営化や委託化を進めます。
- ・事業の必要性や実施主体のあり方などについて、市民の視点を取り入れ、根本から事務事業の見直しを行うとともに、市民サービスの利便性向上や業務効率化に取り組みます。
- ・行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化、生成AIの活用促進などデジタル化を推進し、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を図ります。
- ・ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムの安定稼働に取り組むとともに、関係課との全体調整を行っていきます。
- ・DXを推進するため、全庁的なDXに対する基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成を図り、人材育成に努めます。

部 局 名	財政部
部 局 長 名	中光 啓子
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 厳しい財政状況が続く中、持続可能な財政運営を図るため、中期財政計画を指針として、限られた財源を効率的・効果的に活用しながら、計画的な予算の編成と執行を進めます。・ 予算編成では、経常的予算において多額の収支不足が見込まれるため、歳入に見合った歳出が基本であるとの認識のもと、持続可能な財政運営に向けて一層の財源確保と、経常的経費の抜本的な見直しに取り組みます。・ 予算編成状況や決算状況、財務書類、財政白書、健全化判断比率等の公表など、市の財政状況を広報やホームページなどを通じて市民にわかりやすくお知らせします。・ 財政調整基金の活用について長期的な視点も含めて検討し、持続可能な財政運営を目指します。・ 市の歳入の根幹をなす市税の確保に向け、税目ごとの的確な賦課・徴収を行い、自主財源の確保に努めます。市税の徴収では、滞納整理等の強化に向けた取り組みを進めます。また、個人市民税の特別徴収の推進に引き続き取り組むとともに、納付方法の拡充やその周知を図り徴収率の向上に努めます。・ ファシリティマネジメントを推進するため、公共施設等総合管理計画及び各所管部局において策定した個別施設計画を踏まえ、その基本方針に沿って施設の適正な管理を推進します。・ 固定資産台帳の更新等により公有財産情報を管理し、公有財産の有効活用と適正な管理を推進します。・ 契約制度を適切に運用し、さらに契約の適正化を図ります。

部 局 名	市民生活部
部 局 長 名	海老原 郁夫
部の運営方針	<p>○激甚化する自然災害や新たな感染症など、市民の生命、身体及び財産に危険が及ぶ非常事態に迅速に対応できるよう、国・県・関係機関からの情報収集及び適切な情報伝達に努めるとともに、防災体制の整備と危機管理体制の強化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">・防災訓練の実施や防災リーダーなどの人材育成を推進し、防災・減災情報の積極的な提供を行うことにより、市民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の設置を自治会に働きかけます。また、防災力の向上を図るため、地域防災計画に基づく防災関連設備及び非常用備蓄品の計画的な整備に取り組みます。・安全な避難行動に向けた周知活動に取り組むとともに、自治会・自主防災組織を中心に自助・共助の体制強化と地域防災力の向上を図ります。・災害時における要配慮者に対する支援方策を整備していくとともに、支援体制の強化を図ります。 <p>○市民の防犯意識や地域防犯力の向上を図りながら、警察署等と連携し、誰もが安全で安心して暮らすことのできる犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。また、地域での防犯パトロール等自主的な防犯活動への支援を行います。</p> <p>○「空家等対策計画」に基づき、適切な管理が行われていない空家等の対策に取り組みます。</p> <p>○地域コミュニティ活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・地域活動の拠点となるコミュニティ施設の活用の充実を図るとともに、地域の様々な主体が連携する地域会議を通してコミュニティ活性化を推進します。・地域住民の相互の交流・親睦が図れるように、自治会やまちづくり協議会の取り組みを支援します。 <p>○市民公益活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・「市民公益活動支援指針」に基づく推進施策に取り組み、市民が主体的に取り組む市民公益活動を支援します。・若い世代がまちづくりへ主体的に関わり、市民活動の活性化を図るとともに、市民活動のための寄付文化の醸成に取り組みます。 <p>○男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・第3次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進めます。 <p>○総合窓口では「歩かせない・待たせない・迷わせない」を目標に、来庁者へのサービス向上と個人情報保護の徹底を図り、戸籍簿及び住民基本台帳等を適正に維持管理します。</p> <p>○我孫子行政サービスセンター窓口業務委託化による、サービスの品質、市民満足度の向上等の成果を検証し、本庁市民課と国保窓口の一体</p>

化委託等も検討していきます。

○マイナンバーカードの普及促進のため、カードの利活用を周知し、休日開庁や出張申請サービス等を継続していきます。また、マイナンバーカードの有効期限を迎える市民が増えることから、カードの交付を本庁市民課窓口のほか、行政サービスセンターで行い、市民サービスの向上に努めていきます。

部 局 名	健康福祉部
部 局 長 名	根本 久美子
部の運営方針	<p>○第四次総合計画の基本目標を推進するため「第7次健康福祉総合計画」及び各部門の計画に基づき、施策や事業に取り組むとともに、すべての市民を対象に重層的な支援体制による包括的な支援を実施し、複合化した課題の解決を目指します。</p> <p>○地域福祉施策は、共に支え合い共に生きるまちづくりを社会福祉協議会等との連携により推進し、「地域共生社会」の実現を目指します。また、成年後見制度の利用促進等を担う中核機関を設置する機能をあびこ後見支援センターに位置づけるとともに、引き続き自殺対策、孤立死対策などに取り組めます。</p> <p>○生活困窮者施策は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者への相談支援を実施するとともに、就労支援事業を実施し、自立に向けた支援に取り組めます。</p> <p>○障害者施策は、障害者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるように、「第4期障害者プラン(障害者計画・障害福祉計画)」に基づく事業を推進します。特に、障害者就労支援の関係機関と連携し、訓練の充実と雇用の促進を図ります。また、NPO法人や社会福祉法人等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等事業や相談支援体制、障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の包括的な支援に取り組めます。さらに、国の指針に基づき、次期障害者プランの策定を進めます。</p> <p>○健康・医療施策は、健康寿命の延伸を目指し、「第3次心も身体も健康プラン」に基づく「健康づくり・食育・歯と口腔の健康」に関する各種事業を推進します。特に、病気の原因となる危険因子の一次予防を重要な取り組みとして位置付け、「自ら取り組む、みんなで続ける健康づくり」を基本理念とし、市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めます。また、母子保健にかかる様々な取り組みを推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組めます。さらに、関係機関と連携しながら、小児救急や健(検)診など地域医療体制の充実を図るとともに、感染症対策に取り組めます。</p> <p>○高齢者施策は、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」に基づく事業を推進するとともに、「認知症施策推進計画」を包含した次期計画の策定を進めます。また、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活ができるよう、在宅医療と介護の連携、認知症対策、健康寿命延伸施策を推進し、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケア体制の充実を図ります。さらに、地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組を推進します。</p> <p>○国民健康保険事業は、被保険者が必要な医療を安心して受けられるように健全運営を目指し、保険税収納率の向上に取り組むとともに医療費の適正化に努めます。特に、「第3期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」に基づいた保健事業を推進し、被保険者の健康増進に努めます。また、国民健康保険の広域化については、引き続き、保険者である県と連携し円滑な運用を図ります。</p>

	<p>○国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料、介護保険料の多様な納付方法について周知し、利便性の向上を図ります。また、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを基本とする仕組みの周知について引き続き、取り組みます。</p>
--	--

部 局 名	子ども部
部 局 長 名	山崎 美弥子
部の運営方針	<p>○我孫子市第四次総合計画基本構想の基本目標3「子どもと子育てにあたたかいまちづくり」に基づき、若い世代が我孫子を選び、移り住んでもらえるよう、また、これからもずっと住み続けてもらえるよう子育て・子育て支援施策を総合的に推進します。さらに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・子育て支援事業計画を兼ねた「第五次我孫子市こども総合計画」の進行管理を行い、子どもや若者、子育て当事者の意見を聞きながら、乳幼児期の保育と教育や地域の子ども子育て支援策の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・少子化対策として、妊娠・出産・子育て・子育てへの切れ目ない支援を推進していきます。・子育て支援拠点施設を核とし、妊娠期からを視野に入れ、孤立せず安心して生き活きと子育てができる環境づくりに努めます。また、保育園内に設置された子育て支援拠点施設と地域との連携をさらに密にすることで、地域の子育て力の向上を図り、多様な子育て支援事業を展開します。・「第四次我孫子市保育園等整備計画」に基づき、保育園や認定こども園・幼稚園等の認可定員や利用定員の管理に努め、待機児童ゼロを堅持し続ける体制づくりに取り組みます。・「我孫子市保育園等長寿命化計画」に基づき、公立保育園の安全及び衛生の確保をはじめとした維持管理を図ります。・市内の保育園や認定こども園・幼稚園等と連携し、子育てと就労の両立支援策の充実を図るとともに、乳幼児期に質の高い保育・教育等の提供が受けられるよう指導・調整に努めます。さらに、育ちと学びの接続を重視し、幼児期教育と小学校教育との連携を推進します。・「第五次我孫子市こども総合計画」に基づき、学童保育室とあびっ子クラブ、それぞれの事業の目的に沿って、子ども達の放課後が充実するよう施設の環境整備や質の向上に努めます。・「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を4月1日から設置し、運用を開始します。こども家庭センターでは、育児や家庭環境など、子どもと家庭に関する相談やサポートプランの作成、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、支援を要する妊産婦などにも積極的に働きかけ、指導・助言を行います。さらに、市民がアクセスしやすい場所に気軽に立ち寄れる相談窓口を設置します。また、オレンジリボン運動の推進など、児童虐待防止の啓発活動に取り組んでいきます。・いじめ問題に対しては、教育委員会と連携し「いじめ問題防止対策連絡協議会」を開催し、関係機関相互の連携強化を図り、いじめ防止等の対策を推進します。・子育てを応援するため、子ども医療費助成をはじめとした子育て世帯に対する経済的な負担軽減を引き続き推進します。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・「第3期我孫子市子ども発達支援計画」に基づき、発達支援、家族支援、地域支援の充実と機能強化を図り、発達に支援が必要な子どもの乳幼児期からの一貫した支援体制作りを推進します。そのため「療育・教育システム連絡会」において進行管理を行い、関係機関との連携を深め、早期発見からライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。・「第3期我孫子市子ども発達支援計画」が令和8年度末で終了するため、国の指針に基づいた「第4期我孫子市子ども発達支援計画」の策定を行います。・発達に支援が必要な子どもが早期に適切な療育支援を受けられるよう、公平かつ適切、迅速に児童通所支援の利用決定を行うとともに、そのための相談支援体制の充実を図ります。・子どもたちの生きる力を育むため、子どもの体験事業の実施や青少年育成団体の活動を支援します。 |
|--|--|

令和8年度 部の運営方針管理書

部 局 名	環境経済部
部 局 長 名	大井 一郎
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・手賀沼の美しい環境の再生を目指し、千葉県や関係機関・団体と連携し、手賀沼の水質浄化や啓発に取り組みます。・手賀沼親水広場・水の館の運営では、手賀沼の水環境保全の関心を高める展示を行うとともに、環境保全型農業や地産地消等の農業拠点としての機能を含め、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与する施設としての活用を図ります。また、施設の長寿命化を図るため適切な管理を行います。・ジャパンボードフェスティバルは引き続き実行委員会形式で事業を推進するとともに、より良いイベントとなるよう運営方法の改善にも取り組みます。・第二次環境基本計画に基づき、市民、事業者、市が連携した環境保全の取り組み、地球温暖化対策の事業を推進します。・「あびこエコ・プロジェクト6」に基づき、市の事務事業が環境へ与える負荷の低減を図り、温室効果ガスの削減を進めます。・谷津ミュージアム事業では、維持管理上の諸課題（外来生物の侵入やボランティアの高齢化など）を踏まえ、これまでの取り組みを検証したうえで、今後の取り組み目標や実施体制の再考を進めます。・狂犬病予防の事務や愛護動物の適正な飼育に関する取り組みを進めていきます。・「一般廃棄物処理計画」「我孫子市循環型社会形成推進地域計画」等に基づいた施策を展開し、ごみの減量化と再資源化を図ります。・新廃棄物処理施設の売電収入の適正管理と運営事業者のモニタリングを行うとともに、放射性物質を含む焼却灰等の適正処理に努めます。・リサイクルセンターの整備運営事業者の選定に向け事業を進めるとともに、令和9年度まで実施する土壌汚染対策工事を含む旧クリーンセンター解体工事を令和7年度に引き続き実施します。・大気汚染、土壌・地下水汚染、騒音、振動等の公害対策に取り組み、市民の快適な生活環境を守ります。・市民の不安を解消するため、全庁的な放射能対策の取りまとめを行います。・「農業振興基本条例」に基づき、農業の持続的な発展を図るため生産基盤強化及び生産性の向上を図り、安定した農業経営と持続可能な農業を目指します。・農業生産と農業経営に係る基盤整備を進め、経営として成り立つ農業の土台づくりを進めます。・デジタル技術を活用したスマート農業の推進を図り、省力化と高品質化の実現に取り組みます。・認定農業者を増やすとともに新規就農者を含めた農業の多様な担い手を育成・支援します。・消費者、商業者及び農業者の相互理解と交流を促進し、地産地消の事業を推進します。・「あびこエコ農業推進基本計画」に基づき、環境保全型農業の普及・促進を行います。

- ・手賀沼沿い農地の保全活用のための施策を展開します。
- ・病害虫被害防止対策及び有害鳥獣被害防止対策、外来生物対策の推進を総合的に取り組みます。
- ・各地区の農地の集積・集約を推進するため、地域計画の見直しを行います。
- ・「商業観光まちづくり大綱」に基づき、事業集に挙げた事業に取り組み、持続的な商業観光振興を図ります。
- ・商工会と連携し、商店会や事業者などへの支援を行うとともに、活性化に向けた取り組みを進めます。
- ・農産物直売所アンテナショップ跡地をはじめ、観光資源である手賀沼を活用し、観光の振興や交流人口の拡大を図ります。
- ・安全・安心で豊かな消費生活を送れるよう、消費生活相談などを実施し、消費者の支援を行います。
- ・柴崎地区産業用地整備事業について、共同企業体から測量設計等を引き継ぎ、新たな活用方法の検討を進めます。
- ・下ケ戸地区の産業用地整備については、産業用地創出にむけた検討を進めていきます。
- ・我孫子市創業支援等事業計画に基づき、NPO法人や我孫子市商工会などと連携し、起業創業の支援を行います。
- ・公園坂通り施設活用事業者選考委員会において、事業者の中間評価を行います。
- ・既存企業の活性化に向けて融資制度等により支援を行うとともに、市民の就労に向けた支援を進めます。

部 局 名	建設部
部 局 長 名	海老原 正
部の運営方針	<p>●第四次総合計画の基本目標「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり（安全・安心）」では浸水対策の推進、交通安全の推進、「快適で住み続けたいまちづくり（都市基盤・公共交通）」では公共交通の利便性向上、安全で快適な道路の整備、下水道の整備と普及を進めていきます。令和8年度は次の事業に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">・安全で快適に通行できる道路を維持するため、市が管理する道路施設を点検し、道路排水施設や街路樹、街路灯の適切な維持管理を行うとともに、船戸こ線人道橋などの橋梁や舗装の修繕を行います。・道路の安全性や快適性の向上のため、土谷津地区道路整備事業の第3工区の工事を行い、市道 49-184 号線の道路拡幅事業や公園坂通りの整備に向けた検討を行います。また、歩道のバリアフリー化を行います。・円滑で快適な移動ができる道路ネットワークの充実を図るため、幹線道路の整備では、下ヶ戸・中里線外1線の残り区間の整備に向けて、関係機関との協議を引き続き行いながら、用地取得を進めます。・警察や交通安全協会などと連携して交通安全教室や普及啓発活動を推進することで、交通安全意識の向上を図り、交通安全対策に取り組みます。・安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画を策定します。・あびバスが地域に根付いた公共交通となるよう取り組みます。・布佐ルート実証運行バスの本格運行に向けた検討を進めるとともに、地域公共交通計画に基づき、地域公共交通協議会と調整を図りながら、地域公共交通の活性化や維持確保に取り組みます。・老朽化が進む市管理の駅施設については、長寿命化個別施設計画に基づき、適切な維持管理を行います。・公共下水道事業は、改定した経営戦略に基づき地方公営企業として計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。・下水道ストックマネジメント事業（汚水）は、第Ⅱ期ストックマネジメント計画（令和8年度～令和12年度）に基づき、下水道施設の修繕・改築を行います。・老朽化した下水道施設の維持管理・更新に的確に対応するため、さらなる事業の効率化を図り、持続可能な下水道事業運営を維持していく必要があることから、新たな下水道官民連携事業として「ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）」の導入に向けた準備を進めます。・下水道の整備は、第13期下水道整備五カ年計画に基づき下ヶ戸西側地区及び湖北駅北口地区の整備を進め、下水道の普及に努めます。ま

た、下ヶ戸北側地区及び高野山地区の設計業務に着手します。

- ・下水道総合地震対策事業は、第IV期計画（令和6年度～令和10年度）に基づき、マンホールトイレの設置や重要管路のマンホール耐震化工事等を行います。
- ・浸水対策の推進として、床上浸水が発生してきた地区の整備を重点的に進めます。布佐排水区、柴崎排水区では、引き続き雨水幹線を整備し、浸水被害の軽減を図ります。また、我孫子4丁目地区では、浸水対策について更なる検討を行います。
- ・下水道ストックマネジメント事業（雨水）は、社会的影響の大きい道路陥没等を未然に防止するため、令和7年度に行った全国特別重点調査結果を含めて、修繕・改築計画を策定します。
- ・準用河川つくし野川の護岸等が老朽化していることから、激甚化・頻発化する豪雨災害を未然に防止するため、個別施設計画を策定し、計画的に修繕を行います。計画的に維持管理を行っていくための個別施設計画を策定します。
- ・排水施設の維持管理として、既設のポンプ施設や排水施設等が確実に機能するよう点検を行い、草刈りや浚渫などの適正な維持管理に努めます。

部 局 名	都市部
部 局 長 名	林 宏規
部の運営方針	<p>●第四次総合計画の基本構想に示す基本目標を実現するため関連施策に取り組むとともに、これに即して定めた都市計画マスタープランに示す将来都市構想の実現に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">・千葉県が定期に見直す都市計画区域マスタープランについて、関係部局や千葉県と調整を図るとともに決定手続きを実施します。・持続可能な都市づくりに向け工業や商業系土地利用の誘導を図るため、施策と連携した都市計画手法について関係部局と調整していきます。・保全緑地、保存緑地など我孫子らしい緑を保全・活用し、市民の森などの緑地を、市民の憩いの場として適切な維持、管理に努めていきます。・誰もが安全・安心に使いやすい、快適な公園を目指し、公園施設の適切な維持、管理を行い、公園の利用促進及び魅力の向上に努めます。・誰もが暮らしやすい良好な住環境を保全、形成していくため、住まいに係る支援や情報提供の充実、空き家バンクの活用促進を図ります。 <p>●都市部所管の分野別計画の目標を達成するため、計画的に事業を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・都市機能や居住をコンパクトに維持し、安心して快適な生活環境を効率的に形成していくため立地適正化計画を策定します。・緑豊かな都市空間を創出するため、市街地における緑化を推進します。・開発行為に関する条例等の適切な運用を行い、秩序ある良好な土地利用を誘導します。土地利用に係る基準については、市の方針に沿った適切な誘導が出来るよう、必要な見直しを行っていきます。・特定行政庁として、総合的な建築行政を進めます。・公園の維持管理への市民の係わりを更に進め、市民がより身近で親しみやすい公園にしていきます。・千葉北西連絡道路の計画段階評価として、国と連携し地域への情報提供や意見把握に取り組むとともに、本市の交通状況等の課題の解消や、市の発展に寄与する計画となるよう、国や県と調整を図ります。・市営住宅の将来需要等を見据え、長寿命化を図るとともに、さらなる入居率の向上に努めます。・建築物や屋外広告物等の色彩等の規制・誘導や市民団体との協働による景観まちづくりの普及啓発により、市民や事業者とともに魅力ある景観づくりを進めます。また、それらの方針や基準等を定める計画や条例の必要な見直しを行っていきます。・地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止するため、建築物の耐震化を推進します。

部 局 名	会計課
部 局 長 名	会計管理者 飯塚 直則
部の運営方針	<p>○健全な行財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・健全な行財政運営を確保するため、財政部局と連携し、公金の安全で適正な管理運用と円滑な資金調達を図ります。・起債償還が集中する9月・3月、支払いが集中する年末・年度末には歳計現金の資金不足が予想されることから、基金からの繰替運用、地方債の借入時期等を財政当局と協議し、適正な資金管理に努めます。 <p>○適正な会計事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none">・支出命令等の審査を厳正に行うとともに、出納、管理、決算調製にわたる会計事務を適正かつ迅速に行います。・社会情勢に対応した会計事務を推進するため、DXに対応した事務処理のあり方について、調査・研究を進めるとともに、公金の事務処理環境の変化に対応した業務を進めます。 <p>○公金の管理運用</p> <ul style="list-style-type: none">・公金の管理運用は、執行機関と協議し、我孫子市公金管理基準に基づき安全で効率的な管理・運用を図ります。

部 局 名	水道局
部 局 長 名	古谷 靖
部の運営方針	<p>我孫子市水道事業ビジョンや我孫子市水道事業基本計画に掲げた、3つの基本目標及び6つの基本方針に基づき、令和8年度は次の取り組みを実施します。</p> <p>I. 安全</p> <p>1. 良質な水道の維持</p> <p>水源から蛇口に至るまでの総合的な水質管理を行うため、「我孫子市水道事業水安全計画」の活用や、「我孫子市水道局水質検査計画」に基づく水質検査を行います。また、自己水源（深井戸）の計画的な機能保全を図るため、「取水井維持活用方針」に基づき、2ヶ所の井戸について浚渫工事を行います。</p> <p>II. 強靱</p> <p>2. 施設強靱性の維持</p> <p>浄水場整備では、令和7年度からの継続事業としている「久寺家浄水場受変電設備更新工事」及び「湖北台浄水場高度浄水処理設備コントロールセンター盤他更新工事」を完了させます。また、新たに「湖北台浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備更新工事」と「湖北台浄水場電気・計装設備更新工事」を実施します。さらに、令和8年度から令和10年度までの継続事業として、令和11年度以降の次期計画を策定し、その中で市内の3つの浄水場を再構築する方針を定めます。水道管路整備では、経年配水管路及び基幹管路の耐震化を図るため、総延長約5kmの地震に強い水道管への更新工事を行い、水道管路の耐震化率の向上を図ることで、激甚化・頻発化する災害や老朽化に伴う事故を防ぐ「強靱化」を進めます。</p> <p>3. 災害対応の強化</p> <p>災害時に対応するため、県内水道事業体間における各種情報伝達訓練に参画するほか、市の総合防災訓練において市民と連携した応急給水訓練を行います。また、災害や水質事故等に即応する危機管理体制強化のため、妻子原浄水場に設置したバルブ操作訓練施設で事故対応訓練を行うほか、災害時に必要な資機材の整備も進めます。</p> <p>III. 持続</p> <p>4. 事業継続性の確保</p> <p>水資源の適正運用では、北千葉広域水道企業団からの受水と自己水源（深井戸）の運用コストや災害時等の対応を踏まえた、取・受水管理を引き続き行います。業務効率化方策では、「浄水場設備運転及び維持管理業務等包括委託」及び「料金・給水・会計業務等包括委託」など官民連携の推進により、引き続きお客様サービス向上と業務効率化に努めます。また、職責に応じ必要な研修に積極的に参加することで</p>

職員の技術力向上を図るとともに、次世代の水道実務を担う人材の育成を図ります。職員一人一人自らが果たすべき職責、市民目線、水道事業を取り巻く状況を十分に理解し、自覚と責任をもって事務を遂行していきます。

5. 財政健全性の確保

料金回収率100%を目指し令和8年4月1日から水道料金の値上げを行い、必要な財源の確保を図ります。これにより水道事業基本計画に定めた老朽施設を更新することで安定的な給水を行うとともに、水道管路の耐震化工事を確実に実施することで耐震化率を目標値まで引き上げます。また、水需要や給水収益の減少に対応するため、令和8年9月1日から隔月検針、隔月請求を実施することで、経費の削減を図り、業務の効率化を進めます。次にインフラ整備や災害対応強化のため、令和6年度から水道事業の一部が国土交通省に移管されたことを踏まえ、国庫補助事業の要件について注視し、財源として活用できるよう情報収集を行うとともに、将来にわたり長期間使用する水道施設の整備に要する費用は、世代間の負担を平準化するために、資金残高に留意しながら企業債を活用します。

6. 将来につなげる新施策の考察

SDGs（持続可能な開発目標）17の目標のうち、主に「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」をターゲットとして、安定的に水道水を供給できるよう災害時における応急給水体制の充実を図ります。また、総合的な取り組みとして、電力や紙資源の低減策を継続し、SDGsの達成に向けて事業を遂行します。今後、先進的な取り組みとして、衛星画像解析等により取得した漏水情報と、埋設土壌データを分析し、AI技術を活用して水道管路の老朽度評価を行い、更新計画に反映させます。

7. その他

物価高騰対策として、利用者に基本料金4か月分の減免を10月頃から実施します。財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用により、千葉県及び市からの繰入金のほか、水道局の自己財源で対応します。

部 局 名	消防本部
部 局 長 名	国本 浩二
部の運営方針	<p>◎市民の生命、身体及び財産を火災や各種災害から守るとともに、災害の防止や被害の軽減に努めるため、次の取り組みを進めます。</p> <p>○地域の安全安心を確固たるものとするため、消防団、幼年消防クラブ、自主防災組織やその他の外郭団体と連携し、更なる消防防災体制の強化に努めます。また、地震や豪雨等の突発的な自然災害や新たな感染症を含む各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、新たな湖北消防署の開署に伴い、救助隊及び救急隊の増隊を含めた消防・救急救助体制の充実・強化を図り、人材育成に努めていきます。</p> <p>○消防指令業務の共同運用では、広域的な消防・救急救助体制の強化を図り、市民生活の安全安心を確保するため、構成10市と連携しながら緊急通報の対応を迅速かつ的確に行います。</p> <p>○住宅火災による死傷者ゼロを目指し、住宅用火災警報器の設置率向上と適切な維持管理の促進及び感震ブレーカーの認知度向上に努め、各種訓練やイベントを通じて防火・防災意識の高揚を図り、予防啓発を行います。</p> <p>○公表の対象となる重大な消防法令違反のある防火対象物を出さないため、人命危険や火災発生危険が高い防火対象物の立入検査を重点的に実施するとともに、消防法令遵守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保に努めます。</p> <p>○複雑多様化するあらゆる災害に対し、積極的かつ果敢な業務遂行ができるよう専科教育と幹部教育を行い、経験と知識を十二分に活用できる教育研修体制の確立に努めます。また、消防職員の服務規律の確保を推進するため、職員の倫理教育を徹底し、組織の強化を図ります。</p> <p>○消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を一層推進していくため、地域防災の担い手である消防団員の確保と装備の充実を図るとともに、各種災害において安全確実に活動できるよう教育と訓練を行います。また、適正な規模で活力ある消防団体制を確保できるよう新たな消防団組織による運用を開始します。</p> <p>○消防団器具置場については、地域の災害活動拠点として重要な役割を担うため、建築経過年数を踏まえ老朽化が進む施設から計画的に整備を進めていきます。</p> <p>○救急体制の充実・強化を図るため、感染症における感染防止策の徹底とメディカルコントロール体制を基本とした病院前救護の確立に取り組むとともに、救急救命士の育成、資器材等の整備を進めます。また、一般市民に対する救命講習会を開催し、自動体外式除細動器（AED）の使用方法等の普及啓発を促進し、救命率の向上を図ります。さらに、重症患者の救急要請に的確に対応できるよう、救急安心電話相談やこども急病電話相談の活用など、救急車の適正利用に向けたPRに努めます。</p> <p>○災害時の活動拠点となる消防施設については、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化した消防施設の修繕や感染対策及び機能強化を踏まえた改修を計画的に行い、消防力の強化に努めていきます。湖北消防署整備事業については、庁舎等の工事を引き続き実施し、令和8年中の開署に向け事業を進めていきます。</p>

部 局 名	議会事務局
部 局 長 名	佐野 哲也
部の運営方針	<p>○安定した議会運営の推進 執行機関との綿密な調整を行い、安定した議会運営に努めます。</p> <p>○活発な議会審議の推進 議会基本条例に沿った議会運営をサポートするとともに、本会議・委員会審議の充実のための情報収集、情報提供を積極的に行います。 また、議会ペーパーレスシステムの導入に伴い、議会DXによる効率かつ円滑な議会運営を推進していきます。</p> <p>○身近な議会の実現 読みやすくわかりやすい議会だよりの発行及びインターネット中継など、ホームページを活用した議会情報の発信を積極的に行います。 また、議会報告会などオンライン会議での開催について研究していきます。</p> <p>○広域な議会連携活動の強化 全国・関東・千葉県市議会議長会に参加して、広域的な情報交換を行うとともに、議会活動の連携強化に努めます。</p>

部 局 名	監査委員事務局
部 局 長 名	津川 雄飛
部の運営方針	<p>【効果的な監査等の推進】</p> <p>○市の行財政運営の健全性と透明性を確保し、もって住民福祉の増進と市政に対する信頼確保を図るため、法令や我孫子市監査基準等に基づき、常に独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、合规性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえ、リスクに着目した監査を行います。さらに、監査結果や監査委員の意見を公表します。</p> <p>○定期監査では、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が図られるよう、予算の執行や契約事務の適正化、組織運営の合理化、財源の有効活用などの状況について監査を行います。なお、監査結果における指摘・指導事項等から対象事務の改善を求め、事務処理誤りが発生しない執行部組織の体制づくりに寄与するよう、より実効性のある監査を行います。</p> <p>○決算審査では、予算の執行や事業経営が適正かつ効率的に行なわれているか、また、決算書等の関係書類が正確に作成されているかなどの状況について審査を行います。併せて市の財政運営や公営企業経営の健全性を判断するため、健全化判断比率と水道事業会計・下水道事業会計の資金不足比率の審査を行います。</p> <p>○財政援助団体等の監査では、公の施設の管理者（指定管理者）等に対し、財務事務等が適正かつ効率的に執行されているかなど状況について監査を行います。</p> <p>○現金出納検査では、市の一般会計及び特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計に係る現金の出納及び保管事務について、毎月、適正に執行及び管理されているかなどの状況について検査します。</p> <p>【事務改善の支援】</p> <p>○監査結果における指摘・指導事項等については、的確に対象事務が改善されるよう継続的なフォローアップを行います。なお、必要に応じて、職員研修の実施や事務処理ルールの見直しなどについて提言し、さらなる内部統制の充実・強化に取り組みます。</p> <p>【組織体制の充実】</p> <p>○監査委員の事務を補助する事務局職員については、より適切で実効性のある監査が実施できるよう、研修会への積極的な参加や他自治体との情報連携を図りながら職員の専門性の向上や機能的な監査組織の構築に向け、監査委員組織体制の充実・強化に取り組みます。</p>

部 局 名	選挙管理委員会事務局
部 局 長 名	高見澤 隆
部の運営方針	<p>【選挙の執行】</p> <p>○令和9年1月に任期満了の我孫子市長選挙及び令和9年4月任期満了の千葉県議会議員選挙に備えるとともに、適正な選挙の執行に努めます。</p> <p>【投票環境の整備・投票率の向上】</p> <p>○投票しやすい環境づくりを進めるため、引き続き投票区の見直し、投票所の変更及び期日前投票所の見直し等を検討し、適切な投票環境を整えるとともに投票率の向上に努めます。</p> <p>【選挙啓発】</p> <p>○明るい選挙推進協議会と連携し、引き続き地道な啓発活動に努めるとともに、小・中・高校生を中心とした主権者教育や、これまで実施してきたLINE・Facebook、公式XなどSNSを活用した啓発活動の実施により、若年層の選挙への関心を高める取組を進めます。また、正しい選挙運動の周知に引き続き努めます。</p>

部 局 名	農業委員会事務局
部 局 長 名	大井 一郎
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 農業委員会等に関する法律の趣旨を踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に努めます。・ 農地の売買や転用について、農業者を代表する機関として、公平・公正に審査します。・ 農政課と連携し、農業の担い手の育成に努めるとともに、農業後継者の確保に取り組みます。・ 遊休農地や無断転用の発生・防止に努めます。・ 農業における女性リーダーの育成、複数の女性農業委員と農地利用最適化推進委員の登用促進に向けた取り組みを進めます。

部 局 名	教育総務部
部 局 長 名	佐藤 和文
部の運営方針	<p>「我孫子市教育大綱」と「我孫子市教育振興基本計画」に基づき、教育行政を推進します。</p> <p>『確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりがいきいきと輝く魅力ある学校づくりを推進します。』</p> <p>○学校教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・「学校施設個別施設計画」に基づき、子ども達が安心して快適に学べる教育・学習環境の充実を図ります。・「布佐中学校区の学校の在り方検討委員会」の提言書を基に、布佐小学校敷地に新たな義務教育学校を建設すべく、跡地利用の明確化、布佐小学校敷地内の赤道の整理、スクールバスの運行や駐車スペースの確保等について、市長部局とも十分に協議しながら進めていきます。・湖北小学校体育館の再建に向け、引き続き、新築工事を実施し、令和9年2月までの完成を目指します。・「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」に基づき、教職員が、生き生きと健康でやりがいを持って子どもに向き合える環境となるように取り組みます。・信頼される学校づくりを推進するため、引き続き、教職員のモラルアップ研修、不祥事防止研修を積極的に実施します。また、教育委員会と各学校の連携を密にし、風通しの良い組織体制と職場環境整備に取り組みます。・学校給食環境の向上を図り、質の高い給食を安定的に提供していくため、全小中学校の給食室への空調設備の整備を進めます。また、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、避難所としても活用される小学校体育館の空調についても、我孫子第二小学校及び第三小学校の2校の設計を行います。他の小学校についても、令和9年度以降順次進めていきます。・教職員の業務負担の軽減や長時間労働勤務の縮減を図るため、令和9年度からの学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等に向けて検討していきます。 <p>○子どもがいきいきと輝く学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・義務教育9年間で目指す「15歳の姿」を共有し、小中一貫教育を推進するとともに、地域の力を活用し、地域とともにある学校づくりに努めます。また、我孫子市いじめ防止対策推進条例・いじめ防止基本方針に基づく対応を確実に行うほか、児童の学力向上を目指し、教師の授業力向上を推進します。・給食における地産地消の推進をはじめ、食に関する教育の充実やスポーツに関する教育を通して体力の向上に努めます。・国のいわゆる給食費無償化に係る交付金及び重点支援交付金を活用し、小学校給食費の完全無償化を行います。・市立小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の学校給食費無償化や事業を引き続き実施するとともに、子育て世帯への経済的負担軽減策として行っている市立小中学校に在籍する第1子、第2子の児童生徒への学校給食費月額1,000円の支援及び食物アレルギー等により

毎食弁当を持参している児童生徒の保護者に対する支援についても、を継続していきます。

- ・児童生徒に一人一台配付したタブレット端末で、A Iドリルを活用した「基礎学力の向上」と、協働学習ソフトを活用した「多様な他者と共に問題発見や解決に挑む資質・能力の育成」を図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進していきます。
- ・校務委支援システムを活用し、教職員の会議や事務作業などの間接的な業務時間の削減や「教育データの利活用」により、児童生徒と向き合う時間の確保に努めるとともに、児童生徒一人ひとりへの理解をより深めることで教育活動の更なる充実と教育効果の最大化を図っていきます。
- ・部活動の地域展開については、令和8年9月開始を目標に全面的な展開が適切に行われるように、生涯学習部や関係団体等と連携し、体制を整備していきます。
- ・不登校対策支援を推進するため、教育支援センター・校内教育支援センターは不登校児童生徒の教育機会を確保し、個々の目標や実態に応じて個別最適な学びを考え支援します。また、アウトリーチ（訪問での支援）や関係者との連携など、教育支援センター「かけはし」「ひだまり」を中核とした相談・支援体制の機能強化を図ります。

○子どもの成長に応じた発達への支援

- ・自立への支援を図るため、就学支援制度などの活用を推進します。
- ・支援が必要な児童生徒とその保護者に対し、学校、家庭、子ども相談課等の関係機関と一層の連携を図り、教育相談センターの相談体制の充実に努めます。
- ・教員向けの研修会や巡回事業などの実施のほか、学校と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援体制の整備など、特別支援教育の充実に図ります。
- ・療育・教育システムの充実と切れ目のない支援体制の構築など子ども部及び健康福祉部との連携を強化します。

令和8年度 部の運営方針管理書

部 局 名	生涯学習部
部 局 長 名	辻 史郎
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・公民館、図書館、鳥の博物館などでは、互いに連携しながら地域特性や社会動向、学習ニーズを踏まえた学習機会の充実を図ります。また、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、市民団体や学校、企業等との連携を強化し、市民の学習活動を支援する体制の充実を図ります。・鳥の博物館では、令和6年度に策定した鳥の博物館展示リニューアル基本計画に基づき、展示のリニューアルに向けてクラウドファンディング等を活用した財源確保の取組を進めるとともに、地域の方の愛着を育むことができるよう魅力的なイベントを実施します。・図書館では、「子どもの読書活動推進計画（第二次）」に基づき、関係機関と連携しながら、子どもと子どもに関わる大人が主体的に読書活動を行えるよう環境を整え推進していきます。読書バリアフリーの観点を念頭に、多くの市民に図書館利用が浸透するようこれまで以上に移動図書館車の活用を促進するとともに、電子図書館サービスの充実とPRに努めます。・施設の整備・充実では、五本松運動広場の整備を進め、公民館、図書館、鳥の博物館などの施設機能の充実に努めます。適正な維持管理や計画的な修繕を行うとともに、学校施設や既存施設を有効活用し、身近な学習の場の確保に努めます。・学習で得た知識や経験を社会で活かすしくみづくりを進め、まちづくり活動へと発展していくよう支援します。・新たな文化交流拠点施設について、関係課と情報共有するとともに、これまでのアンケートや各文化団体の考え方等を踏まえ、持続可能な財政運営についても考慮しながら、引き続き施設整備の方向性について検討していきます。・市民が文化芸術に触れ、参加できる機会を充実するとともに、文化芸術活動の創出や地域固有の文化の保存・継承に取り組みます。・「文化財保存活用地域計画」に基づき、杉村楚人冠記念館、旧村川別荘、旧井上家住宅などの史跡や白樺文学館などの文化的資源を「我孫子遺産」として積極的に保存・活用し、さらにボランティアガイドとの協働を進め、効果的な事業運営に取り組みます。また、令和5年度より運用を開始した文化財データベース「あび☆デジ」の内容を充実させ、広く一般に向けた文化財の周知に努めます。旧井上家住宅においては、より多くの方に訪れていただけるようにイベント等を実施します。・中学校部活動の地域展開に伴い、令和6・7年度に実施した実証事業の検証を通じて改善を図り、令和8年9月開始を目標に全面的な展開が適切に行われるように、教育総務部やスポーツ協会、スポーツ少年団、文化連盟などの関係団体等と連携し、体制を整備していきます。・令和4年度に策定した「我孫子市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員など地域の人材と連携したイベントの実施、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを通して、身近な場所でスポーツを楽しみ、健康な生活が送れるよう生涯

スポーツを推進します。また、生涯スポーツを支える指導者の育成に関係団体等と連携して取り組みます。

- ・ 体育施設の整備・充実では、市民体育館をはじめとした体育施設の計画的な修繕を行うとともに、学校体育施設開放の適切な管理運営、民間スポーツ施設の活用や近隣市のスポーツ施設との相互利用によるスポーツ・レクリエーション活動の環境づくりに取り組みます。
- ・ 学校部活動の地域移行展開に伴い、スポーツ協会やスポーツ少年団など地域のスポーツ団体と協働し新たな体制づくりを進めます。
- ・ 五本松運動広場整備事業基本計画に基づき実施している、五本松運動広場の整備については、令和8年度の完了を目指します。

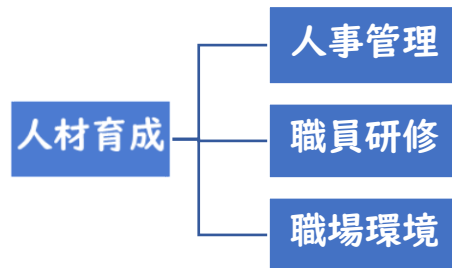
「我孫子市人材育成方針」の主な変更点について

1 題名及び「2 人材育成の基本的な考え方」の変更（表紙・p2）

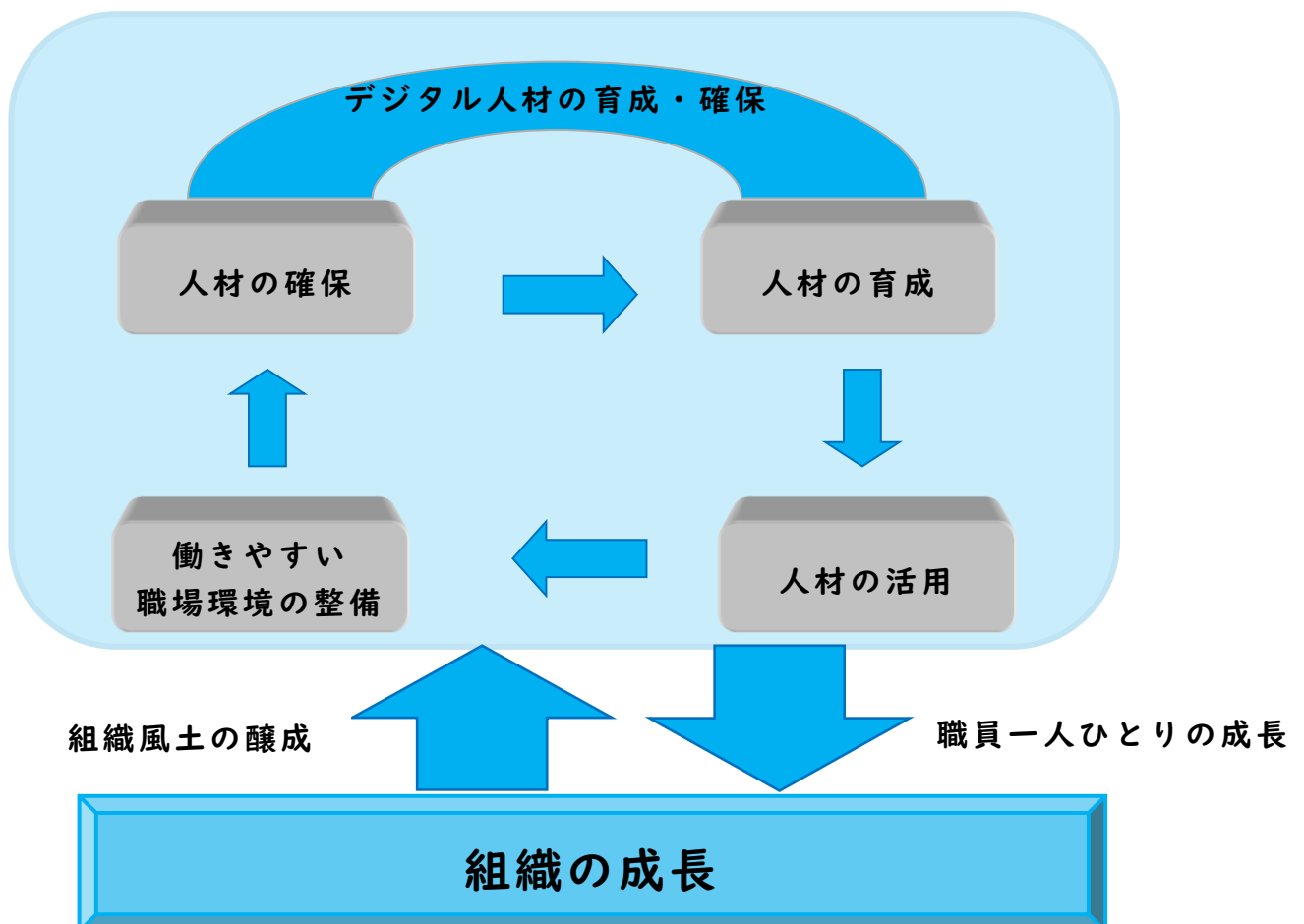
これまでは、「人事管理」「職員研修」「職場環境」の3本の柱にそれぞれの方策を定め、人材育成を推進することとしていましたが、人材確保の重要性が増していることから、題名を「我孫子市人材育成・確保基本方針」に改め、「人材の確保」「人材の育成」「人材の活用」「働きやすい職場環境の整備」の4項目を柱にすることとし、特に「デジタル人材の育成・確保」を重視します。

また、人材育成の取組により、職員一人ひとりが成長することで組織全体の成長につながり、さらに組織の成長が職員の育成を促すという好循環の実現を目指します。

変更前



変更後



2 「3 目指すべき組織（組織ビジョン）」の追加（p3）

我孫子市総合計画を効率的かつ効果的に推進するための組織体制を構築することを基本とするとともに、次に掲げる組織を目指します。

- (1) 簡素で効率的な組織
- (2) 社会情勢等に柔軟に対応できる組織
- (3) 市民サービスの向上が図られる組織
- (4) リスクマネジメントに取り組む組織
- (5) 職員が成長できる環境を持つ組織

3 「4 目指すべき職員像と求められる能力・意識」のうち政策形成能力の定義の修正（p4・p5）

政策形成能力の定義を見直し、時代や環境の変化に対応して新たな行政課題を発見し、有効な方策の企画立案から実行までの一連のプロセスを主導できる能力に修正します。

4 「5 職位ごとに求められる役割」の追加（p6）

人事評価に定める職務基準に従い、職位ごとに求められる役割を明記します。

また、4級及び5級の職員に求められる役割をより具体化し、業務改善や変革を推進していくものとして位置付けます。

5 「6 人材の確保」に資する施策に関する記述の具体化及び充実化（p7）

(1) 我孫子市職員として働く魅力の発信

インターンシップの受入れや大学等が主催する就職説明会のほか、土木技師や建築技師といった技術職及び保健師や心理士といった専門職について、業務説明会を実施するとともに、ホームページ、広報、職員募集PR用ポスター、SNS、動画配信などにより、採用情報の発信強化を図ります。

(2) 募集方法・試験方法の工夫

公務に対する明確な目的意識と改革志向を持った有為な人材を確保するための取組として、資格要件の見直し、自己推薦枠による募集、公務員経験者枠の導入などを実施します。

また、受験者の負担を軽減するため、有資格者及び民間企業等の経験者に対する試験内容の簡略化、受験申込みのオンライン受付等、採用試験手続のデジタル化を推進します。

6 「8 人材の活用」に係る取組のうち「男女平等の人事管理」を「多様な職員の活躍」に変更及び「任用換え」を追加（p10）

性別、年齢、障害の有無、ライフステージ等にかかわらず、全ての職員が活躍できる

職場環境の実現を目指します。

また、限られた人材の中で、専門的な知識や資格を有する職員の能力をより発揮してもらうとともに、欠員に伴う業務遅延等の状況の解消につなげるため、必要に応じて職員の任用換えを実施します。

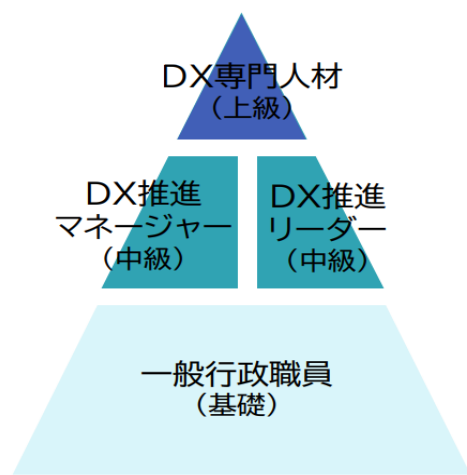
- 7 「9 働きやすい職場環境の整備」に男性の育児休業取得の推進等を追加（p11）
業務の見直し、デジタル化による業務プロセスの効率化、業務の属人化の防止等により、働き方改革を推進します。

また、男性の育児休業取得の推進について明記します。

- 8 「10 デジタル人材の育成・確保」の追加（p12～p15）

(1) デジタル人材と役割

全職員をデジタル人材と位置付け、全職員がデジタル技術を活用して業務の効率化や改善を主体的に推進し、組織全体のサービス品質向上及び円滑な業務運営に寄与する役割を担っていることを明確化します。



スキル領域	役割	対象者
DX 専門人材	・DX推進をリードするとともに、デジタル技術を活用した業務改革課題の解決に資するシステムの導入・運用の見直し等について支援・助言する。	外部人材等
DX 推進 マネージャー	・DX 推進が可能なデジタルスキルを有し、庁内における DX 推進の中心となる。	デジタル戦略課
DX 推進 リーダー	・職場で DX 推進の中心となり、業務のデジタル化を推進する。	係長級
一般行政職員	・基礎的なデジタルスキルを有し、効果的・効率的に業務を遂行する。 ・管理職においては、DX を推進するための体制整備を行い、必要に応じて助言等を行う。	上記以外の 全職員 (管理職・一般職)

(2) 目指すべきデジタル人材像

ア デジタル技術の活用能力を持つ人材

イ 業務効率化を推進する知識を持つ人材

ウ セキュリティリスクに対応できる人材

エ 全庁的なデジタル推進のリーダーシップを発揮できる人材

(3) デジタル人材に求められるスキル

求められる人材のレベルごとにスキルを整理します。

(4) デジタル人材の育成方法

職員の基本的なデジタルスキルの習得を確実に推進するため、集合研修及び導入ツール基本操作研修を体系的かつ計画的に実施し、職員の知識及び技能の向上を図ります。また、職員が自発的かつ主体的に自己研鑽に取り組むことを可能にするため、オンライン研修の導入や情報共有体制の強化、相談窓口の設置等の施策を講じ、職員の継続的なスキルアップを支援することで、組織全体のデジタルリテラシーの向上を目指します。

(5) デジタル人材の育成・確保に係る推進体制

人事課及びデジタル戦略課で連携を取りながらデジタル人材の育成と確保に取り組み、職員がデジタル分野の知識や能力を体系的に習得できる研修機会の提供により、職員のスキルアップを支援します。

さらに、DXを推進するために必要なスキル領域の明確化と適切な人事配置により、組織全体のデジタル対応力の強化及び市民サービスの質の向上を図り、より効率的で生産性の高い行政運営体制を構築します。

また、企画政策課との情報共有及び連携により、行政改革を推進します。

我孫子市人材育成・確保基本方針

～職員も組織も生き生きと～

令和8年3月改訂

目次

1	改訂に当たって	1
2	人材育成の基本的な考え方	2
3	目指すべき組織（組織ビジョン）	3
4	目指すべき職員像と求められる能力・意識	4
5	職位ごとに求められる役割	6
6	人材の確保	7
7	人材の育成	8
8	人材の活用	10
9	働きやすい職場環境の整備	11
10	デジタル人材の育成・確保	12

1 改訂に当たって

市では、市が求める職員像の実現に向けて、平成14年4月に我孫子市人材育成方針を策定し、平成25年6月の改訂を経て、人事管理と研修を中心に職員の能力の向上及び意識の高揚に取り組んできました。この間、加速化する人口減少・少子高齢化をはじめ、個人の価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等により市を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方、市においては、厳しい財政状況の中でこうした環境の変化や複雑・多様化する市民ニーズに対応し、持続可能な行政運営を行うため、既存の枠にとらわれない柔軟な発想と、一層の生産性の向上が強く求められています。

これらの行政課題に対応するためには、職員一人ひとりが職務に必要な知識や能力を備え、組織として最大の力を発揮することが必要であるとともに、職場全体で職員の人材育成に取り組むことが重要です。

また、生産年齢人口の減少により全国的に人手不足が深刻化する中、人材育成に加え、人材確保の重要性もますます高まっており、特にデジタル人材の育成・確保は急務となっています。

さらに、全ての職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら個々の能力を最大限に発揮できる環境を整備することは、職員のエンゲージメント（仕事への意欲、働きがい、組織に対する思い入れ及び愛着）を高め、ひいては組織力の強化や質の高い行政サービスの提供につながります。

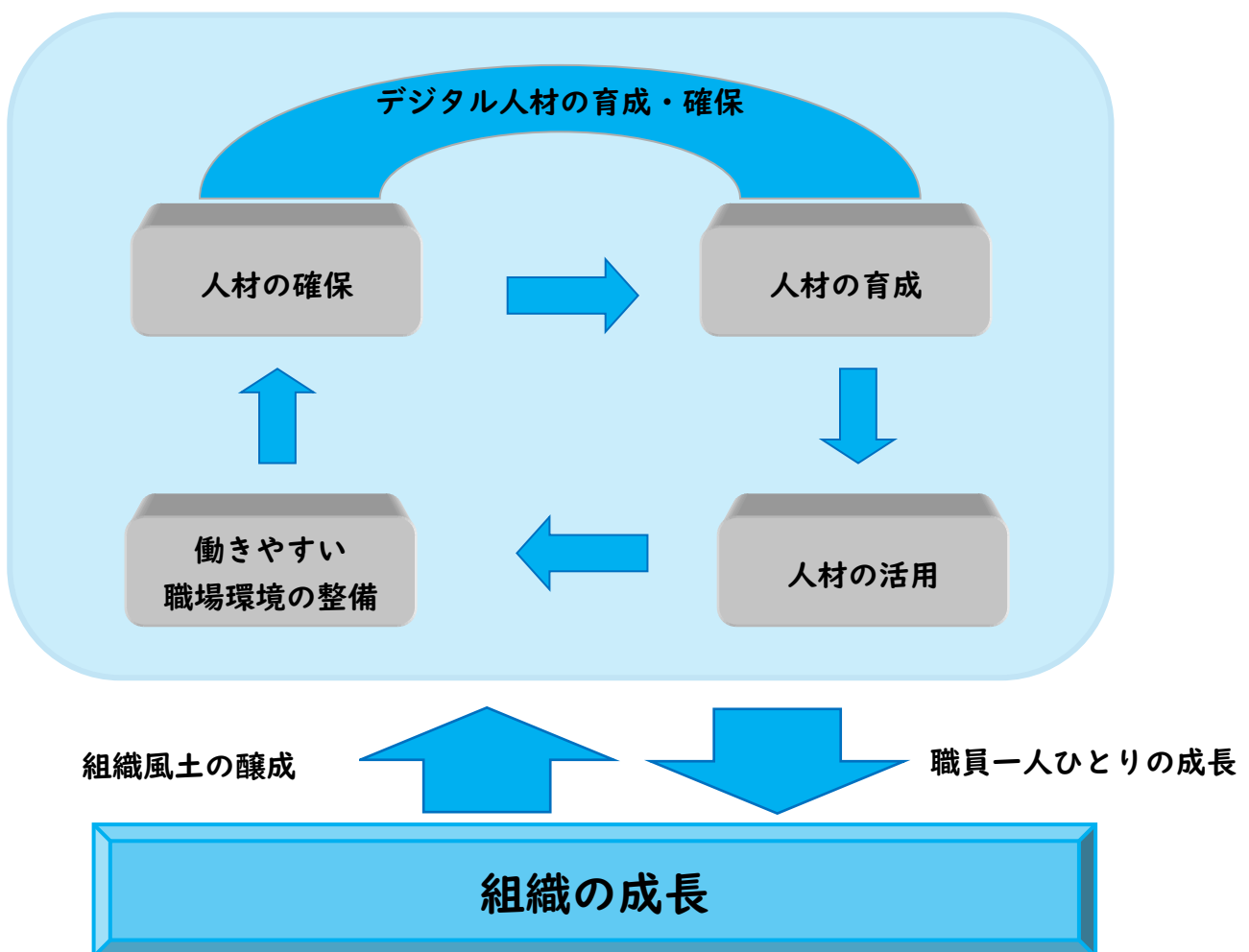
これらを踏まえ、市が目指すべき組織像を明確にし、組織全体と個人の成長につなげるとともに、DXをより一層推進するため、これまでの人材育成方針に組織ビジョンやデジタル人材の育成・確保に係る取組等を追加し、本方針を「我孫子市人材育成・確保基本方針」として改訂することとしました。

2 人材育成の基本的な考え方

職員がその個性に基づいて能力を開発し、組織はこれを適材適所に活用することで個々の力が結集し、組織全体の総合力として発揮されるようなあり方が最も望ましい姿といえます。そのため、これまでの職員一人ひとりの個性と多様性を活かした主体的な自己開発を基本とする人材育成方式に加え、目指すべき職員像を意識した研修を的確かつ効果的に実施し、時代や社会環境の変化に対応できるプロフェッショナルな職員を育成するための取組を推進します。

具体的には、目指すべき職員像及び求められる能力・意識を明確にした上で、「人材の確保」「人材の育成」「人材の活用」「働きやすい職場環境の整備」の4項目を柱にするとともに、特に「デジタル人材の育成・確保」を重視し、職員が有する個性と能力を最大限に発揮できるシステムと環境づくりに取り組みます。

また、人材育成の取組により、職員一人ひとりが成長することで組織全体の成長につながり、さらに組織の成長が職員の育成を促すという好循環の実現を目指します。



3 目指すべき組織（組織ビジョン）

行政に対する市民ニーズは、複雑・多様化しており、また社会情勢の変化に伴う新たな行政課題も増大していることから、これらに的確に対応するためには、その都度、柔軟な組織体制を構築することが必要となります。

これらを踏まえ、市では、我孫子市総合計画を効率的かつ効果的に推進するための組織体制を構築することを基本とするとともに、次に掲げる組織を目指します。

(1) 簡素で効率的な組織

人材や予算といった限られた経営資源を最大限に活用するため、業務量に応じた適正な人員配置をするとともに、類似する関連事業の統合及び事業見直しによる組織のスリム化を図ります。

(2) 社会情勢等に柔軟に対応できる組織

社会情勢等の変化を的確に把握し、新たな政策課題に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制と風土を構築します。

また、業務の繁忙期や短期的な業務への対応、市民ニーズ等に即応できるよう、組織の柔軟性と機動性を高めます。

さらに、複数の部署が関わる新しい課題や取組を推進する際など、必要に応じて、プロジェクトチームのような各部署間による横断的な組織の構築を検討します。

(3) 市民サービスの向上が図られる組織

市民に分かりやすく、利用しやすい組織体制とし、市民サービスの向上に努めます。

また、各部署間の連携を密にし、スムーズで一貫性のある対応ができる組織を目指します。

(4) リスクマネジメントに取り組む組織

組織内の情報共有やチェック体制の強化を図り、組織全体で事務処理誤り及び職員の不祥事防止に取り組めます。

(5) 職員が成長できる環境を持つ組織

多様な働き方を尊重し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境を整備するとともに、風通しの良い職場風土を目指します。

また、研修や人事評価制度を通じて職員の能力向上を支援し、やる気とモチベーションを高め、誰もがやりがいを感じて働ける組織を目指します。

4 目指すべき職員像と求められる能力・意識

市民の視点で考え、市民とともにまちづくりを進めるためには、市民から信頼される職員でなければなりません。そのためには、公務員として高い倫理感と使命感を持ち、所管業務を遂行する能力はもとより、幅広い視野から政策を立案する能力やコスト意識など、総合的な能力を備えることが求められます。以上のことから、目指すべき職員像及び求められる能力・意識は、次のとおりです。

- (1) 市民の視点に立って、積極的に協働のまちづくりに取り組むことのできる職員
➢ 常に市民の視点に立ち、市民の立場から行政課題をとらえ、市民と協働してまちづくりに取り組むことのできる職員
求められる能力・意識 : 市民意識
- (2) 市民ニーズに応える施策を立案し、変革を主導する政策形成能力を備えた職員
➢ 多様化する市民ニーズを的確に捉え、困難な課題に果敢に挑戦し、変革を主導することのできる職員
求められる能力・意識 : 政策形成能力
- (3) 高いコスト意識を持ち、経営感覚を備えた職員
➢ コスト意識や経営的視点を持ち、限られた資源を効率的・効果的に活用して業務を遂行し、政策目的を実現することができる職員
求められる能力・意識 : 政策形成能力・コスト意識
- (4) 公務員としての高い倫理意識を持ち、市民の信頼に応えられる職員
➢ 全体の奉仕者として常に公共の福祉を念頭に置き、誠実・公正な職務遂行に努め、市民の信頼に応えられる職員
求められる能力・意識 : 職務遂行能力・倫理意識
- (5) 自らを高める意識を持ち、常に自己啓発と自己革新に努める職員
➢ 市民のニーズや社会経済情勢の変化に注意を払い、幅広い視野と知識を養うなど、絶えず自己啓発に努める職員
求められる能力・意識 : 自己向上意識
- (6) 組織の中で能力を発揮できる職員
➢ 職場のチームワークを大切にし、上司・部下・同僚と円滑なコミュニケーションを図ることができる職員
求められる能力・意識 : 職務遂行能力・折衝調整能力・組織運営能力

求められる能力・意識

能力	職務遂行能力	組織目的・目標を正確に理解した上で職務を遂行し、期待される成果を達成する能力
	政策形成能力	時代や環境の変化に対応して新たな行政課題を発見し、有効な方策の企画立案や変革を主導できる能力
	折衝調整能力	自他の見解の相違点・共通点を明らかにした上で、情報や議論を効果的に取り交わし、相互に納得・同意できる合意点を示す能力
	組織運営能力	職場が一体感をもって機能するために上司・同僚・部下と十分な意思疎通を図る能力
意識	市民意識	常に市民の視点で考え、市民とともに事業・施策を進めていこうとする意識
	コスト意識	事業・施策の目的や成果を考え、効果的な行政運営を追求する意識
	倫理意識	全体の奉仕者であることを深く認識し、公務員倫理の要請に照らし、自らを律する意識
	自己向上意識	あらゆる機会をとらえ、積極的に成長していこうとする意識

5 職位ごとに求められる役割

業務を進める上で、職位ごとに求められる役割は、次のとおりです。

職務の級	職位	求められる役割
8級	部長	部門の最高責任者として、適切な分析予測を行うことにより目的達成のための最良の方針を決断し、経営管理能力を発揮し、業績向上について、責任を持って総括遂行する。
7級	部次長	部門の最高責任者を補佐するものとして、適切な分析予測を行うことにより、目的達成のため、部の方針に則り、経営管理能力を発揮し、業績向上について、責任を持って総括遂行する。また、専門的知識・経験と能力を活用して困難なプロジェクト遂行、調整等により業績向上に貢献する。
	課長	課等の管理者として、管理職としての高度な専門的能力、管理能力を活用し、課の方針を決定し、総括的業務遂行により、業績向上に貢献する。
6級	課長補佐	課長を補佐するものとして、課の方針に則り、専門的能力、管理能力を活用し、適切な業務遂行を行う。
5級	係長・ 総括主査	近い将来管理職として管理・運営を担っていく立場であることを認識するとともに、係を総括するものとして、係等の方針を決定し、専門的能力、管理能力を活用し、適切な業務遂行を行う。また、率先・主導して事業手法の見直しや職場変革を推進する。
4級	主査	係等の方針に則り、専門的能力を活用し、適切な業務遂行を行うとともに、係等の業務に変革すべき要素を発見し、効率的・効果的に業務を推進する。
3級	主任	主任の職務としての専門分野を持ち、専門的知識技能の修得に努め、組織の活性化に貢献する。特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行い、簡易な定型的業務について、下位の職員に対し指導を行う。また、指示を受け判断業務の補助をする。
2級・1級	主任主事 ・主事	業務に関する一般的基礎知識を有し、一般的指示、規程、手続により定型的な業務を正確に行う。また、処理の指示を受け、規程、手続等を参考にしながら高度の知識経験を必要とする業務を正確に処理する。

6 人材の確保

(1) 我孫子市職員として働く魅力の発信

優れた人材を確保するためには、市職員として働くことの魅力を広く情報発信し、公務への関心を持ってもらう必要があります。

そのため、インターンシップの受入れや大学等が主催する就職説明会を通じて、市の業務について知ることができる機会を提供するとともに、市職員としてのやりがいや魅力を伝えていきます。特に、土木技師や建築技師といった技術職及び保健師や心理士といった専門職については人材確保が困難な状況であることから、全庁的な協力のもと、各職種について業務説明会を実施し、より積極的にやりがいや職場の雰囲気などを発信します。

また、ホームページ、広報、職員募集PR用ポスター、SNS、動画配信など様々な手段により、就職活動中の学生や転職希望者を惹きつける採用情報の発信強化を図ります。

(2) 募集方法・試験方法の工夫

幅広い人材を確保するため、年齢要件の引上げを含めた資格要件の見直し、スポーツや文化芸術の分野において顕著な実績・成果を収めた者を対象とした自己推薦枠による募集、転居、育児、介護等の事情で公務員を離職した者を対象とした公務員経験者枠の導入など、公務に対する明確な目的意識と改革志向を持った有為な人材を確保するための取組を実施します。

また、受験者の負担を軽減するため、有資格者及び民間企業等の経験者に対する試験内容の簡略化等、面接試験による人物評価を重視した採用試験を実施します。

さらに、受験申込みのオンライン受付等、採用試験手続のデジタル化を推進します。

(3) 外部人材の活用

専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要することから、庁内での人材育成が間に合わない高度な専門性が求められる職への対応や、従来の職員にはない発想・手法の導入を図って組織を活性化するため、民間経験者の採用など、外部人材の登用を進めます。また、任期付職員や非常勤職員の活用等、採用形態の多様化に努めます。

7 人材の育成

(1) 職員研修

職員研修は、「職場内研修」、職場を離れて行う「職場外研修」、職員が自発的に行う「自主研修」の3本の柱で構成されています。本人による「自己啓発」を基本としつつも、職員一人ひとりの自主性を尊重しながら、学習への意欲を喚起し、動機付けを行うことで、それぞれの個性や職責に応じた効果的な能力開発を促進していきます。

ア 職場内研修（OJT研修※）

業務に即して行われる職場内研修は、直接的な効果が得られるため、人材育成として重要な役割を持っています。日常の仕事の中で、上司や先輩からの個別指導や職員相互による啓発などにより取り組めますが、上司の意識や具体的なサポートが鍵となります。特に、新規採用職員に対しては、職場ごとに一定期間、実務の到達目標を定め、育成担当者による指導を行うなど、職場内研修（OJT）を推進します。

※ OJT（on the job training）：職場内で職務を通じて行われる研修

イ 職場外研修（OFF・JT研修※）

(ア) 階層別研修

職務を遂行するうえで、基本的な知識、技術を体系的に学習する研修として、新規採用職員研修をはじめとし、階層別(主事～管理職)に研修を実施します。

(イ) 専門研修

職員が求められる専門的な知識、能力を高めるために実施し、全職員(会計年度任用職員を含む。)を対象とします。職員の自主性を尊重し、個人の能力向上に対応するため幅広い研修メニューの充実を図ります。

(ウ) 特別研修

職務の遂行に必要な資格取得講習会や市の幹部として必要とされる知識の習得、他の自治体職員との交流を通じたネットワークづくりを目的とした研修として職員を派遣します。

(エ) 派遣研修

自主研修、職場内研修、職場外研修を補完するとともに、人事交流や専門能力の向上を図る目的として、必要に応じて職員を他の自治体や市以外の機関や団体に派遣します。

※ OFF・JT（off the job training）：職場外で知識や技術を学習する研修

ウ 自主研修

人事評価制度においては、自己の能力や専門性を向上させるため、業務に関連した資格の取得を自己啓発チャレンジとしてチャレンジ目標に設定することができます。チャレンジ目標に設定した資格を取得したときは、業務に役立つ度合いや資格取得の難易度等に応じて、所属長（評価者）が適正に評価します。

(2) 人事評価制度の充実

職員のやる気と、モチベーションを高め、成果を上げた人が評価されるよう人事評価制度の更なる充実を図ります。また、評定結果は、公平かつ合理性のある総合的判断材料の一つとして、職員の能力開発、指導育成、処遇等に的確に反映させます。

(3) 多面評価制度

人事評価の納得性の向上と、マネジメント能力を高めるため、同僚、部下など様々な立場から管理職を評価する多面評価制度を活用します。

8 人材の活用

(1) キャリアレポート制度の活用

職員から提出されるキャリアレポートにより、個々の職員の職務状況、適性、希望等を把握し、積極的に人事管理に活用します。

(2) 多様な職員の活躍

性別、年齢、障害の有無、ライフステージ等にかかわらず、全ての職員がその能力を遺憾なく発揮し、活躍できる職場環境の実現を目指します。

そのために、我孫子市特定事業主行動計画を推進し、性別に関係なく意欲と能力のある職員の採用・登用を強化します。また、我孫子市障害者活躍推進計画に基づき、障害のある職員の雇用促進・定着に向けた取組を確実に実施します。

(3) ジョブローテーション（新規採用職員）

新規採用職員については、採用後、概ね10年間で、3部署程度を経験させることにより、本人の職務適性を確認するとともに、幅広い視野を持った人材を育成します。

(4) 定年引上げに伴う高齢期職員の活用

職員の定年が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、再任用職員を含む高齢期職員が長年培った能力・経験を活かし、意欲を持って活躍できるような人事配置を実施します。

(5) 職員希望降任制度

家庭の事情や仕事によるストレスを軽減するため、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職務遂行への意欲を増進させ、組織の活性化を図ります。

(6) 任用換え

限られた人材の中で、専門的な知識や資格を有する職員の能力をより発揮してもらい、活躍の場を広げるとともに、欠員に伴う業務遅延等の状況の解消につなげるため、必要に応じて職員の転任（任用換え）を実施します。

9 働きやすい職場環境の整備

全ての職員が、心身共に健康な状態で職務を遂行していくためには、職場の中で、職位にかかわらず、様々な意見や提案ができるような仕組みや雰囲気づくりが必要です。

このため、研修や人事評価制度を通じて管理監督者の意識啓発と、職員同士の良好なコミュニケーションが形成される職場づくりを進めていきます。

(1) 管理監督者の意識啓発

人材を育てる職場環境をつくるためには、職員一人ひとりの意識改革が必要となりますが、中でも、職場の責任者として強いリーダーシップを発揮し、課題解決に当たる管理監督者の役割は非常に重要です。

職場内研修の重要性を管理監督者に再認識させるとともに、管理監督者としての自覚を促し、意識啓発を不断に行っていきます。

(2) 職員提案制度を活用した職場環境づくり

市民サービスの向上のため、新たな事業や思い切った事務改善に積極的に取り組む職場環境づくりを進めます。

職員提案制度による職場内の事務改善を積極的に奨励し、意識の高揚を図ります。

(3) 健康管理

職員が意欲を持って仕事を行うためには、心身共に良好な状態で働ける環境をつくるのが重要です。職員の定期健康診断を充実するとともに、保健師による保健指導やメンタルヘルス対策の充実・強化を図ります。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントを防止するため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るために必要な研修を継続して実施します。管理監督者は、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努めます。また、人事課内に設置した苦情・相談窓口や苦情処理委員会の活用を職員に啓発し、相談体制の充実を図ります。

(5) ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場環境

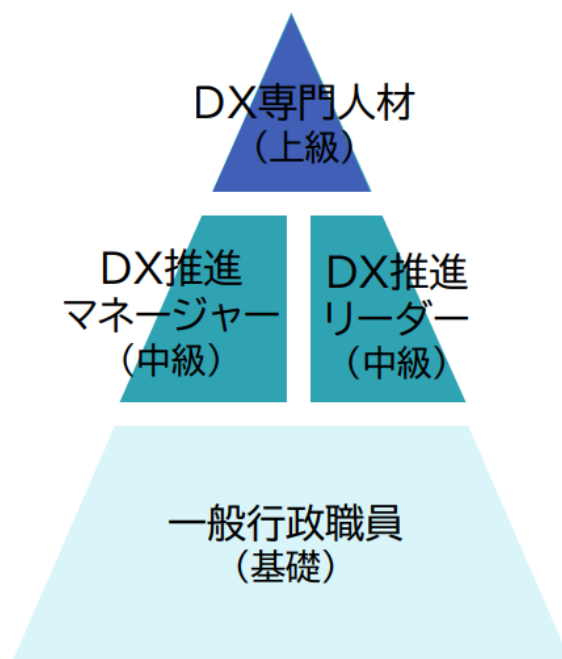
長時間労働は、職員の健康リスクを高めるだけでなく、生産性・効率性の低下を招きます。業務の見直し、デジタル化による業務プロセスの効率化、業務の属人化の防止等により、働き方改革を推進します。

また、男性職員の育児休業取得の推進をはじめとした我孫子市特定事業主行動計画に定められた施策に積極的に取り組み、就労と出産・子育ての両立しやすい職場環境づくりに努めます。

10 デジタル人材の育成・確保

(1) デジタル人材と役割

デジタル人材とは、市民の利便性向上を図るとともに、業務に従事する職員自身の視点も踏まえて、デジタル技術を的確かつ効果的に利活用できる職員を指します。全職員がデジタル技術を活用して業務の効率化や改善を主体的に推進し、組織全体のサービス品質向上及び円滑な業務運営に寄与することが求められます。また、DX※を推進するために必要なスキル領域を明確化し、役割に応じた適切な人事配置を行うことで、持続可能な行政サービスの実現を目指します。



※ DX (デジタルトランスフォーメーション)：デジタル技術とデータを活用し、行政サービスや業務プロセスを根本的に変革することにより、住民満足度を向上させ、効率的な自治体運営を実現すること。

スキル領域	役割	対象者
DX 専門人材	・DX推進をリードするとともに、デジタル技術を活用した業務改革課題の解決に資するシステムの導入・運用の見直し等について支援・助言する。	外部人材等
DX 推進 マネージャー	・DX 推進が可能なデジタルスキルを有し、庁内における DX 推進の中心となる。	デジタル戦略課
DX 推進 リーダー	・職場で DX 推進の中心となり、業務のデジタル化を推進する。	係長級
一般行政職員	・基礎的なデジタルスキルを有し、効果的・効率的に業務を遂行する。 ・管理職においては、DX を推進するための体制整備を行い、必要に応じて助言等を行う。	上記以外の 全職員 (管理職・一般職)

(2) 目指すべきデジタル人材像

ア デジタル技術の活用能力を持つ人材

- 市民目線に立ち、多様化する市民ニーズに対応するためのデジタルスキルを有し、ICTを活用した行政サービスの向上に貢献する人材

イ 業務効率化を推進する知識を持つ人材

- 業務フローの見直しやAIなどの先端技術を活用して、業務効率化や働き方改革を推進する能力を有する人材

ウ セキュリティリスクに対応できる人材

- 情報セキュリティに関する知識を持ち、情報漏えいやサイバー攻撃などのリスクに適切に対応できる能力を備える人材

エ 全庁的なデジタル推進のリーダーシップを発揮できる人材

- デジタル化推進のための体制構築や、職場間の連携を図る中核的な役割を担う人材

(3) デジタル人材に求められるスキル

デジタル人材において、スキル領域ごとに求められるスキルは、次のとおりです。

スキル領域	一般行政職員 (基礎)	DX推進リーダー (中級)	DX推進マネージャー (中級)	DX専門人材 (上級)
デジタル技術の活用	・データの基本的な入力と、Excel等を使いデータ管理ができる。	・デジタルツールを活用して業務を効率化し、データを適切に管理する。	・庁内のDXを推進するために各所属のDX推進リーダーと連携して、事業を進め、必要に応じて助言等ができる。	・デジタル技術を活用し、大量のデジタル情報を整理することができる。 ・トラブルが発生した際に迅速に対処できる。
業務効率の向上	・PCを使用するための基本的な操作、インターネットの利用方法を理解する。 ・チャットツール・電子申請サービス等のデジタルツールの基本的な操作ができる。 ・【管理職】DXをするための事業の推進及び体制整備を行い、必要に応じて助言等ができる。	・デジタル戦略課と連携し、デジタルツールを調達することができる。 ・DX推進における業務の進捗状況等を管理し、必要に応じて助言ができる。	・デジタルツールの導入を行い、庁内の業務効率を向上させる。	・複雑なデータ分析を行い、洞察を得ることができる。
情報セキュリティ	・セキュリティに関する基本的な知識を持ち、リスクを理解している。 ・【管理職】セキュリティリスクを管理し、インシデントが発生した場合、指揮をとることができる。	・セキュリティ対策を実施し、リスクを評価して業務改善ができる。	・セキュリティ対策を管理し、インシデントが発生した場合、指揮をとることができる。	・インシデントを未然に防ぐための方策を考慮することができる。 ・トラブルが発生した際に迅速に対処できる。
デジタル推進リーダーシップ	・デジタル技術を活かして課題を解決する実践的なスキルやノウハウを習得し、業務改善を積極的に行う。 ・【管理職】所属部署が抱える課題に対し、デジタル技術を活用し、解決するために事業の推進や助言ができる。	・デジタル技術を活用し、業務の課題解決に向け、業務改善の提案・企画立案を行う。	・所属部署が抱える課題に対し、デジタル技術を活用し、解決するために事業の推進や助言ができる。	・マーケティング戦略を立案し、データ分析を通じてその成果を最大化することができる。

(4) デジタル人材の育成方法

職員の基本的なデジタルスキルの習得を確実に推進するため、集合研修及び導入ツール基本操作研修を体系的かつ計画的に実施し、職員の知識及び技能の向上を図ります。また、研修機会の充実に加え、職員が自発的かつ主体的に自己研鑽に励むことが可能な環境整備に注力します。具体的には、オンライン研修の導入や情報共有体制の強化、相談窓口の設置等の施策を講じ、職員の継続的なスキルアップを支援することで、組織全体のデジタルリテラシーの向上を目指します。

スキル領域	育成方法	対象者
DX 専門人材 (上級)	・e-ラーニングによる専門動画研修 ・外部専門機関等の ICT に関する専門研修	外部人材等
DX 推進マネージャー (中級)	・e-ラーニングによる専門動画研修 ・外部専門機関等の ICT に関する専門研修	デジタル戦略課
DX 推進リーダー (中級)	・e-ラーニングによる専門動画研修 ・DX 研修(庁内研修) ・外部専門機関等の ICT に関する専門研修	係長級
一般行政職員 (基礎)	・e-ラーニングによる専門動画研修 ・階層別研修(庁内研修) ・外部専門機関等の ICT に関する専門研修	全職員

(5) デジタル人材の育成・確保の推進体制

デジタル技術の活用は、市民サービスの質の向上、職員の業務効率化、ひいては組織全体の生産性向上に不可欠です。このため、庁内全体でデジタル化への意識を共有し、職員一人ひとりがその効果を実感し、その必要性を深く理解することが重要です。

こうした認識のもと、人事課及びデジタル戦略課で連携を取りながらデジタル人材の育成と確保に取り組みます。特に職員がデジタル分野の知識や能力を体系的に習得する「リスキリング」(新しい知識やスキルを学ぶことで、新たな業務や役割に対応できるようにすること)は、組織全体のデジタルリテラシーを高める上で不可欠であることから、研修機会を提供し、職員のスキルアップを支援します。また、DX を推進するために必要なスキル領域を明確化し、役割に応じた適切な人事配置を行うことで、持続可能な行政サービスの実現を目指します。加えて、より専門的な知識を持つ外部人材の活用や、デジタルスキルを保有する職員の採用を検討します。

さらに、働き方改革と生産性向上の観点から、業務プロセスの効率化を図ります。

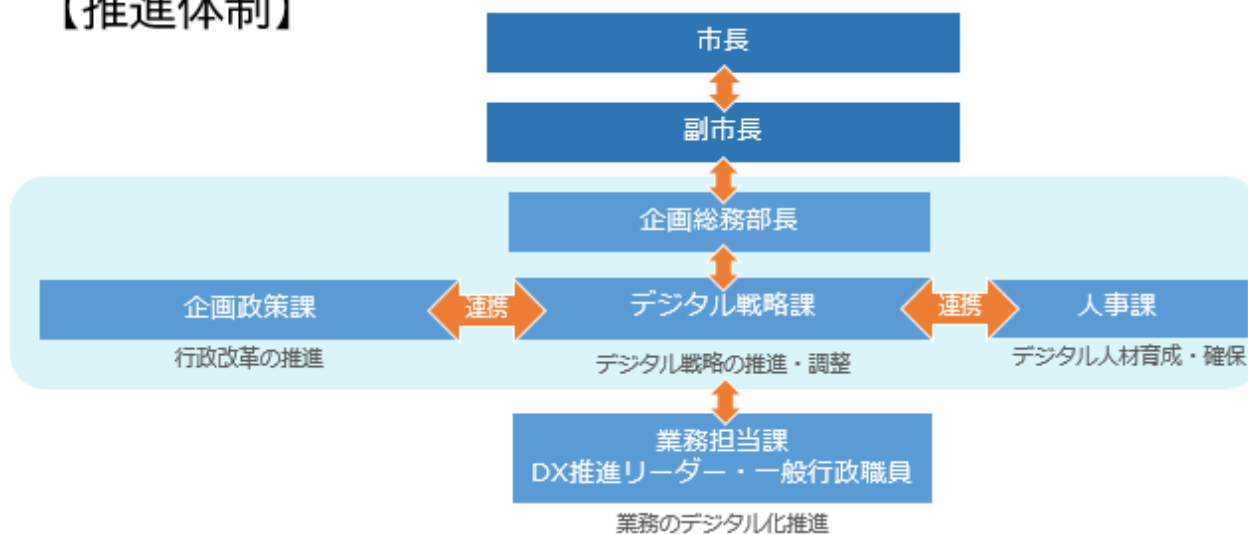
長時間労働は職員の健康リスクを高めるだけでなく、組織全体の生産性や効率性を低下させる要因となるため、業務の見直し、デジタルツールを活用した業務プロセスの効率化を行うことで、働き方改革を推進します。

スキル領域の明確化と適切な人事配置により、デジタルスキルを持つ人材がより創造的な業務に集中できる環境を整備し、組織力の向上を図ります。

これらの施策を通じて、組織全体のデジタル対応力を強化し、市民サービスの更なる向上と、より効率的で生産性の高い行政運営体制を構築します。

また、行政改革を推進するため、企画政策課と情報共有や個別連携が必要となることから、以下の推進体制のとおり連携を図ります。

【推進体制】



我孫子市人材育成・確保基本方針

平成14年4月策定

平成25年6月改訂

令和8年3月改訂

発行：我孫子市企画総務部人事課

我孫子市税条例の一部を改正する条例

我孫子市税条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第95</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、</p>

条の4第1項若しくは第2項、第95条の8第2項又は第131条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第95条の4第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第95条の4第1項若しくは第

第83条第2項、第95条の4第1項若しくは第2項、第95条の8第2項又は第131条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) **第81条の6第1項の申告書、**
第95条の4第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) **第81条の6第1項の申告書、**

2 項の申告書又は第131条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)から(6)まで 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（**次項及び**第34条の9において「特定配当等」という。）

（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 から 6 まで 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 **軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。**

第95条の4第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)から(6)まで 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（**以下この項及び次項並びに**第34条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 から 6 まで 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 **軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。**

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものと

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

する。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造に

より取得した三輪以上の軽自動車
又はその販売のためその他運行（道
路運送車両法第2条第5項に規定
する運行をいう。次項において同
じ。）以外の目的に供するため取得
した三輪以上の軽自動車について、
当該販売業者等が、法第444条第3
項に規定する車両番号の指定を受
けた場合（当該車両番号の指定前に
第1項の規定の適用を受ける売買
契約の締結が行われた場合を除
く。）には、当該販売業者等を三輪
以上の軽自動車の取得者とみなし
て、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自
動車を取得した者が、当該三輪以上
の軽自動車を法の施行地内に持ち
込んで運行の用に供した場合には、
当該三輪以上の軽自動車を運行の
用に供する者を三輪以上の軽自動
車の取得者とみなして、環境性能割
を課する。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準

は、三輪以上の軽自動車の取得のた
めに通常要する価額として施行規
則第15条の10に定めるところによ
り算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる三輪

以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収につ

いては、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務

者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、

法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務

者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接

専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定め

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)から(3)まで 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住

る。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)から(3)まで 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所

所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては**施行規則第33号の4様式**による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては**施行規則第33号の4様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(**軽自動車税**に係る不申告等に関

を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては**施行規則第33号の4の2様式**による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては**施行規則第33号の4の2様式**による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(**種別割**に係る不申告等に関する

する過料)

第88条 略

(**軽自動車税**の課税免除)

第88条の2 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、**軽自動車税**を課さない。

(**軽自動車税**の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**軽自動車税**を減免する。

2 前項の規定により**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで 略

3 第1項の規定により**軽自動車税**の減免を受けようとする年度の前年度において同項の規定による**軽自動車税**の減免を受けていた軽自動車等について、当該年度の賦課期日において前項の申請書に記載した事項に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限までに同項の

過料)

第88条 略

(**種別割**の課税免除)

第88条の2 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、**種別割**を課さない。

(**種別割**の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**種別割**を減免する。

2 前項の規定により**種別割**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで 略

3 第1項の規定により**種別割**の減免を受けようとする年度の前年度において同項の規定による**種別割**の減免を受けていた軽自動車等について、当該年度の賦課期日において前項の申請書に記載した事項に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限までに同項の申請書の提

申請書の提出があつたものとみなして、第1項の規定を適用する。

4 第1項の規定により **軽自動車税** の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する **軽自動車税** の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**軽自動車税** を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項第1号の規定により **軽自動車税** の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」とい

出があつたものとみなして、第1項の規定を適用する。

4 第1項の規定により **種別割** の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する **種別割** の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**種別割** を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項第1号の規定により **種別割** の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又

う。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

3 略

4 第1項第2号の規定により **軽自**

は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

3 略

4 第1項第2号の規定により **種別**

自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は第1項の規定による**軽自動車税**の減免について、前条第4項の規定は第1項の規定により**軽自動車税**の減免を受けている者について準用する。この場合において、前条第3項中「前項」とあるのは、「第2項又は前項」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第2項ただし書**の規定によつて**軽自動車税**を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、

割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は第1項の規定による**種別割**の減免について、前条第4項の規定は第1項の規定により**種別割**の減免を受けている者について準用する。この場合において、前条第3項中「前項」とあるのは、「第2項又は前項」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第3項ただし書**の規定によつて**種別割**を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、

つ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**軽自動車税**を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第2項ただし書**の規定によつて**軽自動車税**を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3 から 6 まで 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して**軽自動車税**が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 略

附 則

当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**種別割**を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第3項ただし書**の規定によつて**種別割**を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3 から 6 まで 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して**種別割**が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 略

附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特

別税額控除)

第4条の3 平成20年度から平成28

年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合に

おける第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割

の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（**同法第41条第1項に規定する居住年が**平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）**には、法附則第5条の4第5項**（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除

則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（**居住年が平成11年から平成18年まで又は**平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）**において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項**（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及

する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに**附則第4条の3第1項**」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに**附則第4条の3第1項**」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

- 第5条 昭和57年度から**令和12年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業

び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに**附則第4条の3の2第1項**」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに**附則第4条の3の2第1項**」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

- 第5条 昭和57年度から**令和9年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業

所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 略

2 略

3 法附則第15条第13項の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 略

2 略

3 法附則第15条第14項の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 5 法 附則第15条第24項第1号口に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法 附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法 附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法 附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、5分の3とする。
- 9 法 附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法 附則第15条第24項第3号口に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法 附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 5 法 附則第15条第25項第1号口に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法 附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法 附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法 附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 9 法 附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法 附則第15条第25項第3号口に規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法 附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 12 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第25項第4号口に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号の条例

12 法 附則第15条第27項の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法 附則第15条第31項の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法 附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法 附則第15条第36項の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法 附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法 附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 略

19 略

20 法附則第15条の11第1項の条例
で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2から6まで 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令 附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けた

で定める割合は、2分の1とする。

15 法 附則第15条第28項の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法 附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法 附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法 附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法 附則第15条第40項の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法 附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。

21 略

22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2から6まで 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令 附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けた

ことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第20項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 令**附則第12条第24項**に掲げる

ことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第19項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 令**附則第12条第23項**に掲げる

者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第12条第25項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令**附則第12条第32項**に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定

者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第12条第24項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令**附則第12条第31項**に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定

熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 **附則第12条第32項** に規定する補助金等

(6) 略

13及び14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 **附則第12条第20項** に規定する基準を満たすことを

熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 **附則第12条第31項** に規定する補助金等

(6) 略

13及び14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 **附則第12条第19項** に規定する基準を満たすことを

証する書類を添付して市長に提出
しなければならない。

(1)から(6)まで 略

16 法附則第15条の11第1項の改修
特別特定建築物について、同項の規
定の適用を受けようとする者は、同
項に規定する利便性等向上改修工
事が完了した日から3月以内に、次
に掲げる事項を記載した申告書に
施行規則附則第7条の2第1項に
規定する補助に係る補助金確定通
知書の写し及び高齢者、障害者等の
移動等の円滑化の促進に関する法
律（平成18年法律第91号）第14条第
1項に規定する建築物移動等円滑
化基準（同条第3項の条例で付加し
た事項を含む。）又は同法第17条第
3項第1号に規定する同法第2条
第20号に規定する建築物特定施設
の構造及び配置に関する基準に適
合する旨を証する書類を添付して
市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移
動等の円滑化の促進に関する法律
施行令（平成18年政令第379号）第
5条各号に掲げる特別特定建築物
（高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律第14条第

証する書類を添付して市長に提出
しなければならない。

(1)から(6)まで 略

16 法附則第15条の11第1項の改修
実演芸術公演施設について、同項の
規定の適用を受けようとする者は、
同項に規定する利便性等向上改修
工事が完了した日から3月以内に、
次に掲げる事項を記載した申告書
に高齢者、障害者等の移動等の円滑
化の促進に関する法律施行規則（平
成18年国土交通省令第110号）第10
条第2項に規定する通知書の写し
及び主として劇場、音楽堂等の活性
化に関する法律（平成24年法律第49
号）第2条第2項に規定する実演芸
術の公演の用に供する施設である
旨を証する書類を添付して市長に
提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移
動等の円滑化の促進に関する法律
施行令（平成18年政令第379号）第
5条第3号に規定する劇場若しく
は演芸場又は同条第4号に規定す
る集会場若しくは公会堂のいずれ

3 項の条例で定める同法第 2 条第 18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)から(6)まで 略

に該当するかの別

(4)から(6)まで 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の3 軽自動車税の環境性能

割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定

により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^{が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)}又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定

により賦課徴収を行う軽自動車

税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の5の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、

これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第12条の4 市長は、当分の間、第8

1条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第12条の5 第81条の6の規定によ

る申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第12条の6 市長は、県が軽自動車税

の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第12条の7 営業用の三輪以上の軽

自動車に対する第81条の4の規定

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に

対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同

号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第13条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項**又は第3項**の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項**から第4項まで**の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第13条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項**及び附則第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項**及び附則第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第13条の4 略

第13条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第13条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項 **及び附則第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項 **及び附則第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第14条の2 昭和63年度から **令和11**

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第14条の2 昭和63年度から **令和8**

年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための

年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための

譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条 略

2 から 4 まで 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項 **及び附則第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、

譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条 略

2 から 4 まで 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」

第34条の8、第34条の9第1項、
附則第4条第1項 **及び附則第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項 **及び附則第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項 **及び附則**

と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、

第4条の3第1項中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項**及び附則第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項**及び附則第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第1

附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2**

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項、**附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1**

6条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所

市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

3 及び 4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の

得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

3 及び 4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項

額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市

後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所

民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

3 及び 4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び附則第4条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項**及び附則第4条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略

3 及び 4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第4条第1項、**第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで 略	(3)から(5)まで 略
6 略	6 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の我孫子市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(我孫子市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 我孫子市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

我孫子市税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和8年3月31日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日								
1	第18条の3	<p>納税証明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正及び現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能割の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するために、令和7年度末をもって環境性能割を廃止。 ・地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当される。 ・環境性能割の廃止に伴い、現行の自動車税種別割を自動車税、軽自動車税種別割を軽自動車税とする。 <p>参考 我孫子市軽自動車税環境性能割納入額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>令和4年度</td><td>9,845,200円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>10,052,200円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>16,279,000円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>15,396,500円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">*令和7年度は令和8年1月末日納入分までの10か月分の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の環境性能割・・・軽自動車の取得に対して課税される税金で令和元年10月に軽自動車取得税の廃止に伴って新たに導入された税目。環境性能に応じて税率が変動し、新車・中古車を問わず、取得価格が50万円を超える軽自動車を対象。税率は0%から2%の範囲で設定されており、環境負荷が少ない車両ほど税負担が軽くなっている。 	令和4年度	9,845,200円	令和5年度	10,052,200円	令和6年度	16,279,000円	令和7年度	15,396,500円	令和8年4月1日
令和4年度	9,845,200円										
令和5年度	10,052,200円										
令和6年度	16,279,000円										
令和7年度	15,396,500円										
2	第19条	<p>納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日								
3	第33条	<p>所得割の課税標準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定大口株主配当等の特定配当者への追加 ・納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等は、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税 	令和8年4月1日								

		<p>配当割の対象とする等の所要の措置を講ずることになる。</p> <p>※納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払い受ける上場株式等の配当等については、引き続き総合課税の対象となる。</p> <p>※金融機関の実務上、納税義務者の同族会社の有無を把握することが困難であるため、当該配当等について、引き続き総合課税の対象としつつ、道府県民税配当の対象として金融機関において特別徴収することとする等の所要の措置を講ずる。</p>	
4	第80条	<p>軽自動車税の納税義務者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正及び現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
5	第81条	<p>軽自動車税のみなす課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
6	第81条の3	<p>環境性能割の課税標準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
7	第81条の4	<p>環境性能割の税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
8	第81条の5	<p>環境性能割の徴収の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
9	第81条の6	<p>環境性能割の申告納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
10	第81条の7	<p>環境性能割に係る不申告等に関する過料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
11	第81条の8	<p>環境性能割の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
12	第82条	<p>軽自動車税の税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
13	第83条	<p>軽自動車税の賦課期日及び納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
14	第85条	<p>軽自動車税の徴収の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
15	第87条	<p>軽自動車税に関する申告又は報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日

		<ul style="list-style-type: none"> ・項ずれの反映 	
16	第88条	<p>軽自動車税に係る不申告等に関する過料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
17	第88条の2	<p>軽自動車税の課税免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
18	第89条	<p>軽自動車税の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
19	第90条	<p>身体障害者等に対する軽自動車税の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
20	第91条	<p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正及び項ずれの反映 	令和8年4月1日
21	附則第4条の3	<p>個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税条例附則第4条の3の規定を削ったことにより、旧附則第4条の3の2の条番号を新附則第4条の3に変更するもの。 ・地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正(適用期限の延長に伴う改正は令和9年1月1日施行→令和8年6月議会で改正予定) ・住宅ローン控除の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅のうち「省エネ性能の高い認定住宅」・「ZEH水準省エネ住宅」に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しを行った上で、適用期限を5年延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定住宅・・・・・・・・エネルギー効率や耐震性などの特定の基準を満たす住宅であり、税制優遇や補助金制度の対象となる。 ・ZEH水準省エネ住宅・・ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは「断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム（太陽光発電等）の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。 ・省エネ基準適合住宅・・省エネ基準適合住宅は、建築物省エネ法に基づく基準を満たす住 	令和8年4月1日

宅。令和7年4月から新築住宅はこの基準に適合することが義務付けられている。省エネ基準適合住宅は、最低限クリアすべき国の基準であり、断熱性能や一次エネルギー消費量の基準が設定されている。

・借入限度額・控除期間・控除率

		改正前	改正後			
入居時期		令和6年・令和7年	令和8年・令和9年	令和10年～令和12年		
控除対象借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	4,500万円(特例対象個人5,000万円)	4,500万円(特例対象個人5,000万円)		
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円(特例対象個人4,500万円)	3,500万円(特例対象個人4,500万円)		
		省エネ基準適合住宅	3,000万円(特例対象個人4,000万円)	2,000万円(特例対象個人3,000万円)	新築:適用対象外(※2) 買取再販:2,000万円(特別対象個人3,000万円)	
		一般住宅	新築:適用対象外(※1) 買取再販:2,000万円	新築:適用対象外(※1) 買取再販:2,000万円		
	中古	認定住宅	3,000万円	3,500万円(特例対象個人4,500万円)		
		ZEH水準省エネ住宅				
		省エネ基準適合住宅	3,000万円	2,000万円(特例対象個人3,000万円)		
		一般住宅	2,000万円	2,000万円		
	控除期間	新築・買取再販	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅	13年		
			省エネ住宅適合住宅	13年	13年	新築:適用対象外(※2) 買取再販:2,000万円
一般住宅			10年	10年		
		認定住宅・ZEH				

	水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	10年	10年
	一般住宅	10年	10年
控除率		0.7%	0.7%

※1 令和5年末までに建築確認を受けた場合または登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前である場合には適用対象となる（借入限度額2,000万円、控除期間10年）

※2 令和9年末までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅または登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前である省エネ基準適合住宅の新築等であって令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものは対象となる

・その他の要件

	改正前	改正後	
入居時期	令和6・7年	令和8・9年	令和10年～令和12年
立地要件	-	-	新築：災害危険区域等内の場合は適用対象外（※3） 買取再販：立地要件無 中古：立地要件無
所得要件（適用対象者の適用を受ける年分）	合計所得金額2,000万円以下	合計所得金額2,000万円以下	
床面積要件	50㎡以上【緩和措置】特例居住用家屋・特例認定住宅等の新築等で、合計所得金額が1,000万円以下である場合には40㎡以上（※4）	50㎡以上【緩和措置】住宅区分に関わらず、合計所得金額が1,000万円以下の場合40㎡以上（ただし、特例対象個人は上乘せ措置と選択適用）	

※3 災害危険区域等とは災害危険区域（一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。一定の居住用家屋が建築された場合とは、住宅建築を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された場合をいう。

		<p>※4 特例居住用住宅とは、小規模居住用家屋（床面積が 40 m²以上 50 m²の居住用家屋）で令和 5 年 12 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいう。9 年末までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅または登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前である省エネ基準適合住宅の新築等であって令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供したものは対象となる。特例認定住宅等とは、小規模居住用家屋で令和 7 年 12 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けた認定住宅等をいう。</p>	
2 2	附則第 5 条	<p>肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限の延長及び地方税法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備 ・肉用牛を売却した時の個人住民税の免除制度について 3 年延長するもの。 <p>【現 行】 昭和 57 年度から令和 9 年度まで 【変更後】 昭和 57 年度から令和 12 年度まで 【制度の概要】</p> <p>肉用牛生産農家が一定の市場で肉用牛を売却した時に発行された売却証明書を税務申告時に提出することにより、1 頭当たり 100 万円（交雑種 80 万円、乳用種 50 万円）未満であれば年間の売却頭数が 1,500 頭まで住民税が免除される制度。</p> <p>※市内に該当する農家はなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備 	令和 8 年 4 月 1 日
2 3	附則第 7 条の 2	<p>地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第 15 条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備する。 ・改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設（地方税法附則第 15 条の 11 第 1 項） <ul style="list-style-type: none"> ・対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率（現行：1/3）を市の判断により 1/2 まで拡充できることとした上、適用期限を 3 年延長。（我孫子市は参酌割合の 1/3 で定める） <p>※なお改修実演芸術公演施設の減額特例の申請は令和 8 年 2 月末時点で申請無し。</p>	令和 8 年 4 月 1 日

24	附則第7条の3	<p>新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修特別特定建築物のうち劇場、音楽堂など実演芸術の公演に供する施設(改修実演芸術公演施設)に限定されていた固定資産税の減額特例(バリアフリー改修を行う場合、工事完了の翌年度から固定資産税を1/3軽減できる)を、改修特別特定建築物全体を対象を広げる改正。 特別特定建築物・・・高齢者や障害者の利用上の安全性・利便性向上の観点から建築基準法や高齢移動等円滑化法(バリアフリー法)に基づき政令で定めた建築物 改修特別特定建築物・・・上記特別特定建築物に対して利便性等向上改修工事(高齢者や障害者の移動・利用の円滑化を目的とした修繕や模様替え)が行われた建築物 	令和8年4月1日
25	附則第12条の3	<p>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
26	附則第12条の4	<p>軽自動車税の環境性能割の減免の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
27	附則第12条の5	<p>軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
28	附則第12条の6	<p>軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
29	附則第12条の7	<p>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正 	令和8年4月1日
30	附則第13条	<p>軽自動車税の税率の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
31	附則第13条の2	<p>軽自動車税の賦課徴収の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正 	令和8年4月1日
32	附則第13条の3	<p>上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
33	附則第13条の4	<p>土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
34	附則第14条	<p>長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日

35	附則第14条の2	<p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業を促進するため、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置を3年間延長するもの。 <p>【現行】昭和63年度から令和8年度まで</p> <p>【変更後】昭和63年度から令和11年度まで</p> <p>【制度の概要】</p> <p>良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の一定の事業のために土地を譲渡した場合に、長期譲渡所得（2,000万円以下の部分）に係る個人住民税の税率を軽減するもの。</p> <p>（本則税率：5% 特例措置適用後税率：4%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の事業とは <ul style="list-style-type: none"> ・都市再開発法による第一種市街地再開発事業 ・密集市街地整備法による防災街区整備事業 ・都市計画法の開発許可を受けて行う1000㎡以上の住宅地造成事業など 	令和8年4月1日
36	附則第15条	<p>短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
37	附則第15条の2	<p>一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
38	附則第16条	<p>先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
39	附則第16条の2	<p>特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
40	附則第16条の3	<p>条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例

我孫子市都市計画税条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （法 <u>附則第15条第13項</u> の条例で定める割合）	附 則 （法 <u>附則第15条第14項</u> の条例で定める割合）
2 法 <u>附則第15条第13項</u> の条例で定める割合は、5分の3とする。 （法 <u>附則第15条第31項</u> の条例で定める割合）	2 法 <u>附則第15条第14項</u> の条例で定める割合は、5分の3とする。 （法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合）
3 法 <u>附則第15条第31項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法 <u>附則第15条第35項</u> の条例で定める割合）	3 法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法 <u>附則第15条第36項</u> の条例で定める割合）
4 法 <u>附則第15条第35項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法 <u>附則第15条第36項</u> の条例で定める割合）	4 法 <u>附則第15条第36項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合）
5 法 <u>附則第15条第36項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法 <u>附則第15条第40項</u> の条例で定める割合）	5 法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法 <u>附則第15条第41項</u> の条例で定める割合）
6 法 <u>附則第15条第40項</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</u>	6 法 <u>附則第15条第41項</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。

7 法附則第15条の11第1項の条例

で定める割合は、3分の1とする。

(**改修特別特定建築物**に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

8 法附則第15条の11第1項の改修

特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する**旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) **家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物**

(**改修実演芸術公演施設**に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第15条の11第1項の改修

実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である**旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) **家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しく**

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)から(6)まで 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 略

10 略

11 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわ

は演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)から(6)まで 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 略

9 略

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわ

らず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第9項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第9項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固

らず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第8項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第8項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固

定資産税について法第349条の3

(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

14 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

15 略

16 略

17 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

18 略

19 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替え

定資産税について法第349条の3

(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

14 略

15 略

16 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 略

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替え

て準用される法附則第18条第6項に、**附則第10項、第12項及び第13項**の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、**附則第12項から第14項まで**の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、**附則第14項**の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則第15項から第17項まで**の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、**附則第16項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

20 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

て準用される法附則第18条第6項に、**附則第9項、第11項及び第12項**の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、**附則第11項から第13項まで**の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、**附則第13項**の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則第14項から第16項まで**の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、**附則第15項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

21 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

20 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の我孫子市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和8年3月31日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	附則第2項から 附則第6項まで	地方税法附則第15条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備するもの。	令和8年4月1日
2	附則第7項	地方税法附則第15条の11第1項の条例で定める割合 <ul style="list-style-type: none"> ・改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設 ・対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率（現行：1/3）を市の判断により1/2まで拡充できることとした上、適用期限を3年延長。（我孫子市は参酌割合の1/3で定める） ※なお改修実演芸術公演施設の減額特例の申請は令和8年2月末時点で申請無し。	令和8年4月1日
3	附則第8項	改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告 <ul style="list-style-type: none"> ・改修特別特定建築物のうち劇場、音楽堂など実演芸術の公演に供する施設（改修実演芸術公演施設）に限定されていた都市計画税の減額特例（バリアフリー改修を行う場合、工事完了の翌年度から都市計画税を1/3軽減できる）を、改修特別特定建築物全体を対象を広げる改正。 ・特別特定建築物・・・高齢者や障害者の利用上の安全性・利便性向上の観点から建築基準法や高齢移動等円滑化法（バリアフリー法）に基づき政令で定められている建築物 ・改修特別特定建築物・・・上記特別特定建築物に対して利便性等向上改修工事（高齢者や障害者の移動・利用の円滑化を目的とした修繕や模様替え）を行った建築物 	令和8年4月1日
4	附則第9項から 附則第21項まで	地方税法の改正により、引用番号を改正するもの。	令和8年4月1日

我孫子市財務規則の一部を改正する規則

我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施伺)</p> <p>第122条 略</p> <p>2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、予定価格が40万円未満のときは、予算執行伺書、実施伺兼契約締結伺（随意契約用）、予算執行変更伺書又は変更実施伺兼契約締結伺の作成を省略することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第125条 略</p> <p>2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第5条の9に規定する見積期間によらなければならない。</p> <p>(入札の方法)</p> <p>第129条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を入札の公告において定められた所定の日時、場所及び方法に従って提出しなければならない。</p> <p>2から4まで 略</p>	<p>(実施伺)</p> <p>第122条 略</p> <p>2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、予定価格が20万円未満のときは、予算執行伺書、実施伺兼契約締結伺（随意契約用）、予算執行変更伺書又は変更実施伺兼契約締結伺の作成を省略することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第125条 略</p> <p>2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間によらなければならない。</p> <p>(入札の方法)</p> <p>第129条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書（第83号様式（その1））を入札の公告において定められた所定の日時、場所及び方法に従って提出しなければならない。</p> <p>2から4まで 略</p>

(入札結果の記録)

第134条 予算執行者等は、一般競争入札が終了したときは、その入札結果を開札結果表(第83号様式)に記録しなければならない。

(随意契約の見積書の徴収等)

第138条の2 予算執行者は、随意契約に付するときは、2者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1者から見積書を徴するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 1件の予定価格が10万円未満のとき。

(4) 略

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないとき又は同項第3号の場合においてその金額が1万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

3 略

(随意契約の予定価格等)

第139条 略

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、予定価格が1,000万円未満(工事又は製造の請負に係る随意

(入札結果の記録)

第134条 予算執行者等は、一般競争入札が終了したときは、その入札結果を開札結果表(第83号様式(その2))に記録しなければならない。

(随意契約の見積書の徴収等)

第138条の2 予算執行者は、随意契約に付するときは、2者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1者から見積書を徴するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 1件の契約金額が5万円未満のとき。

(4) 略

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないとき又は前項第3号の場合においてその金額が5,000円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

3 略

(随意契約の予定価格等)

第139条 略

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、予定価格が500万円未満(工事又は製造の請負に係る随意契約

契約の場合にあつては2,000万円未満)のときは、予定価格書(随意契約用)の作成を省略することができる。

(契約書作成の省略)

第142条 略

2 予算執行者等は、前項各号(第7号を除く。)の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約相手方(以下「契約者」という。)から徴さなければならない。ただし、その契約金額が40万円未満のものについては、請書の徴収を省略することができる。

(履行の監督)

第149条 略

2 略

3 監督職員は、監督をしたときは、必要に応じて、その内容、指示した事項その他必要な事項を監督日誌(第86号様式)に記録し、予算執行者等に随時報告しなければならない。

(検査調書の作成)

第152条 検査職員は、第150条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書(第87号様

の場合にあつては1,000万円未満)のときは、予定価格書(随意契約用)の作成を省略することができる。

(契約書作成の省略)

第142条 略

2 予算執行者等は、前項各号(第7号を除く。)の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約相手方(以下「契約者」という。)から徴さなければならない。ただし、その契約金額が20万円未満のものについては、請書の徴収を省略することができる。

(履行の監督)

第149条 略

2 略

3 監督職員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を監督日誌(第86号様式)に記録し、予算執行者等に随時報告しなければならない。

(検査調書の作成)

第152条 検査職員は、第150条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書(第87号様

式（その1））、工事検査調書（第87号様式（その2））又は出来高調書（第87号様式（その3））を作成しなければならない。ただし、契約金額が**60万円**未満のものについては、関係帳票類にその旨を記録することによつて、これを省略することができる。

（所管換）

第269条 財産管理者は、その所管に属する物品について所管換（財産管理者の間において物品の所管を移すことをいう。以下この節において同じ。）をしようとするときは、物品所管換調書（第151号様式）により決定しなければならない。

2 略

別表第1（甲）（第62条関係）

支出負担行為整理区分

節区分等	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	摘要
略				

式（その1））、工事検査調書（第87号様式（その2））又は出来高調書（第87号様式（その3））を作成しなければならない。ただし、契約金額が**30万円**未満のものについては、関係帳票類にその旨を記録することによつて、これを省略することができる。

（所管換）

第269条 財産管理者は、その所管に属する物品について所管換（財産管理者の間において物品の所管を移すことをいう。以下この節において同じ。）をしようとするときは、物品所管換調書（第151号様式）により決定しなければならない。

2 略

別表第1（甲）（第62条関係）

支出負担行為整理区分

節区分等	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	摘要
略				

10	消耗品費用費	略	単価による契約又は 10万円 未満の契約にあつては()内によることができる。
略			
略			
略	略	略	略
17	備品購入費	略	10万円 未満の契約にあつては()内によることができる。
略			

備考 略

付録別表（第315条関係）

10	消耗品費用費	略	単価による契約又は 5万円 未満の契約にあつては()内によることができる。
略			
略			
略	略	略	略
17	備品購入費	略	5万円 未満の契約にあつては()内によることができる。
略			

備考 略

付録別表（第315条関係）

「業種コード

--	--

 入札記号

--

 監督職員氏名

--	--

」を

「業種コード

--	--	--	--	--	--

大分類 中分類 監督職員氏名

--	--

」に、

「業者番号」を「利用者番号」に、「決裁区分」を「年月日起案」に、

「

1	市長	2	副市長	3	部長	保存期間10年	起案者氏名
---	----	---	-----	---	----	---------	-------

」を

「

決裁区分	1	市長	2	副市長	3	部長	保存期間10年	起案者氏名
------	---	----	---	-----	---	----	---------	-------

」に、

「

次	長	課	長	課長補佐	係	長
---	---	---	---	------	---	---

」を

--	--	--	--

」に、

「現場説明会 年 月 日 : 「入札 年 月 日
入札 年 月 日 :」を 契約日 年 月 日」に、

「

公印使用	公印使用	文書主管
承認印	承認印	部長検印

」を

「

公印使用	公印使用	文書主管
承認印	承認印	部長検印

」に改める。

第80号様式（その3）中

「
業種コード

--	--

 監督職員氏名

--	--

」を

「
業種コード

--	--	--	--	--	--

 大分類中分類 監督職員氏名

--	--

」に、

「業者番号」を「利用者番号」に、

「

決	市	長	副市長	部長	次長	課長	課補	長佐	係長	公印使用承認印	文書主管部長検印
裁											

」

を

「

決	市	長	副市長							公印使用承認印	文書主管部長検印
裁											

」

に、

「年 月 日 : 「年 月 日
年 月 日 :」を 年 月 日 」に、

「

契 約 担 当 処 理					
部	長	次	長	課	長
				課補	長佐
					係
					長

」を

「

契 約 担 当 処 理				
部 長				

」に、「随意契約理由第2号～第5号の場合」を「随意契約理由」に、「見積金額」を「見積金額（税込）」に改める。

第80号様式（その4）中「業者番号」を「利用者番号」に、

「

副市長	部 長	次 長	課 長	課 補	長 佐	係 長
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」を

「

副市長					
-----	--	--	--	--	--

」に、

「

決	契 約 担 当 処 理					
	部 長	次 長	課 長	課 補	長 佐	係 長
裁						

」を

「

決	契 約 担 当 処 理				
	部 長				
裁					

契 約 日 年 月 日

※ 裏面に変更理由を記入し、原契約書の写しを添付すること。 」に改める。

第83号様式（その1）を削り、第83号様式（その2）を第83号様式とする。

第84号様式の2中

「

部長	課長			担当

」を

「

部長				

」に、「1人」

を「1者」に、「1,000万円」を「2,000万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改める。

第152号様式中「所管替換」を「所管換」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第125条第2項及び第269条第1項並びに様式第45号様式及び第152号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

我孫子市生活支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食品価格等の物価が高騰していることから、本市が我孫子市生活支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されていた者であって、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 基準日において本市の住民基本台帳に記録されていた世帯の世帯主であった者

イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）若しくは女性自立支援施設の入所者の暴力被害について、当該入所者が属する世帯の親族（配偶者を除く。以下このイにおいて同じ。）が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者（避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。）であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者のうち、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの（（ア）において「申出者」という。）

(ア) 申出者の配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けていること。

(イ) 配偶者又は親族からの暴力に関し、女性相談支援センターから証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等

から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。

(ウ) 基準日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(エ) その他（ア）から（ウ）までに掲げる要件に準ずると市長が認める状況にあること。

ウ 本市が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置（2月以内の期間を定めて行う措置を除く。）を行った者であって、その入所等をする施設等が所在する市町村の住民基本台帳に記録されていないもの

エ 基準日以後に死亡したアからウまでに掲げる者（給付金の支給を受けた者を除く。）と同一の世帯に属する者であって市長が適当と認めるもの

オ アからエまでに掲げる者に準ずると市長が認める者

(2) 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの又は基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、前号アに準ずる者であると市長が認めるもの

（給付額）

第3条 給付金の額は、給付対象者及び給付対象者の世帯に属する者1人につき5,000円とする。この場合において、基準日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されている児童等（基準日において、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（疾

病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している者を含む。)をいう。) (保護者(同法第6条に規定する保護者をいう。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて委託されている者を除く。)は、当該里親の世帯に属する者とみなして、給付金の額を算定する。

(申請不要の支給の方式)

第4条 市長は、給付対象者であって、当該給付対象者に係る次の各号に掲げる口座のいずれかの情報を市が保有しているものに対し、給付金の支給の申込みを行う。

(1) 公金受取口座(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項の規定により登録された預貯金口座をいう。)

(2) 児童手当(児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当をいう。)の振込時における指定口座

(3) 我孫子市低所得世帯重点支援給付金支給事業実施要綱(令和7年告示第17号)による我孫子市低所得世帯重点支援給付金の振込時における指定口座

2 前項の規定により申込みを受けた給付対象者は、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、給付対象者から市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定し、当該給付対象者に対し、給付金を支給する。

4 第1項に規定する給付対象者に対する給付金の支給は、同項各号に掲げる口座のいずれかへ振り込むことにより支給する。ただし、市長が別に定める日までに振込先の預貯金口座の変更の届出をした場合は、当該届出に係る預貯金口座へ振り込むことにより支給する。

(申請による支給の方式)

第5条 給付対象者（前条第1項に規定する者を除く。）は、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（申請の期限）

第6条 確認書等の提出は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

（代理による申請）

第7条 給付対象者に代わり、給付金の支給を受けることができる者（以下「代理人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において、給付対象者の属する世帯に属する者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の従前から給付対象者の身の回りの世話をしている者等であって市長が適当と認めるもの

2 前項第1号又は第3号に該当する代理人が確認書等の提出をしようとするときは、当該代理人は、委任状（給付対象者が確認書等の委任欄への記載を行うことを含む。）を添付の上、次に掲げる書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 代理人が当該代理人本人であることを示す公的身分証明書の写し等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項第2号に該当する代理人が確認書等を提出しようとするときは、当該代理人は、前項各号に掲げる書類及びその代理権を確認できる書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

（支給の決定等）

第8条 市長は、給付対象者又は代理人から確認書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、給付金を給

付対象者の本人名義又は代理人名義の預貯金口座へ振り込むことにより支給する。ただし、預貯金口座を保有していない等、真にやむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、窓口等において支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長は、給付対象者（その代理人を含み、第4条第1項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）が第6条に規定する申請の期限までに第5条、第7条第2項又は第3項の規定による確認書等の提出を行わなかったときは、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条第1項の規定による給付金の支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能その他給付対象者の責めに帰すべき事由により給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなし、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退した場合と同様に取り扱うものとする。

(不当利得の返還等)

第10条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し当該給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 給付金の支給を受けた後に給付対象者の要件を満たさないことが判明したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険税条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した</p>

18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**67万円**を超える場合には、**67万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**3万円**を超える場合には、**3万円**)の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額

18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**66万円**を超える場合には、**66万円**)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額

の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**31万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

アからカまで 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**57万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アからカまで 略

の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**305,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

アからカまで 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**56万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アからカまで 略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則**第24条の30の6**に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則**第24条の30の5**に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に

属する月数を乗じて得た額

(2)から(9)まで 略

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（**前3項**に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

属する月数を乗じて得た額

(2)から(9)まで 略

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（**第1項、第2項又は前項**に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

我孫子市こども家庭センター設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項の規定に基づき、児童及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、我孫子市こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)を設置する。

(設置場所)

第2条 こども家庭センターは、子ども相談課に設置する。

(業務内容)

第3条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項第1号から第4号までに掲げる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(職員)

第4条 こども家庭センターにセンター長、統括支援員、ケースワーカー、保健師、子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を置く。

2 センター長は、子ども相談課長をもって充てる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、こども家庭センターの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

放射能対策 令和7年度の取組状況

No.	取組項目	担当課	取組方針	令和3年度から7年度の取組状況
1	手賀沼沿いでの空間線量測定	生活衛生課	年1回手賀沼沿い14カ所での空間線量の測定	(平均値、高さ50cm) R3…0.053 μ Sv/h R4…0.059 μ Sv/h R5…0.060 μ Sv/h R6…0.060 μ Sv/h、R7…0.051 μ Sv/h
2	放射線量測定機器の貸出	生活衛生課	放射線量測定器の貸出しを希望する市民等に、1泊2日を基本として測定器を貸出	(貸出件数) R3…8件、R4…1件 R5…3件 R6年…1件 R7…2件(1月末まで)
3	ごみ焼却灰などの放射性物質検査	資源循環推進課	・搬出物となるごみ焼却灰、剪定枝木チップ、不燃ごみの放射性物質検査を月1回検査	R7 最高検出値(ベクレル/kg) ○ごみ焼却灰 ・主灰…96(R7年5月) ・飛灰…530(R7年5月) ○剪定枝木チップ ・搬入物…150(R7年9月) ・ストックヤード保管物…保管なし ○不燃ごみ…不検出
4	廃棄物の放射性物質濃度低減に向けた取り組み(剪定枝木の処分)	資源循環推進課	・剪定枝木を可燃ごみと分けて回収・チップ化し最終処分(平成24年6月から開始) ・令和5年度から雑草・枯葉は焼却処分とし、剪定枝木のみのも処分とする。 ・令和7年10月からチップ化をやめ、搬出し処分することを委託化。	剪定枝木チップ処分量 R3…5,542t(委託3,471t、焼却2,071t) R4…5,832t(委託3,385t、焼却2,447t) R5…1,243t(委託分) R6…1,184t(委託分) R7…チップ処分分:413.11t 委託処分分:555.03t(1月末まで)
5	浄水と原水の放射性物質検査	水道局工務課	湖北台浄水場の原水(地下水)と浄水の放射物質検査を年4回実施(令和5年度から)	・R2～R3:2検体×12回(1ヶ月に1回実施) ・R4:2検体×6回(2ヶ月に1回実施) ・R5～R7:2検体×4回(3ヶ月に1回実施) ・平成23年3月以降不検出を継続

放射能対策 令和7年度の取組状況

No.	取組項目	担当課	取組方針	令和3年度から7年度の取組状況
6	給食食材の放射性物質検査	生活衛生課	・各校・各園で希望する食材の検査を実施する ・検査は農政課で行い、結果の公表は生活衛生課で必要に応じて実施	・保育園等で自家栽培したものを実施 R3…3件、R4…1件、R5…0件、R6…0件、R7…0件 ・結果の公表なし
7	我孫子市産農産物の放射性物質検査	農政課	・農業者からの検査希望食材（主に出荷証明書が必要なタケノコ・シイタケ等）について検査を実施する。	R3…49検体 R4…52検体 R5…38検体 R6…39検体、 R7年度…40検体(R8.1末まで)
8	市民等が持ち込む食品・飲料物の放射性物質検査	生活衛生課	・毎週月曜日に受付 ・検査は農政課で行う	R2…13検体 R3…3検体 R4…4検体 R5…5検体 R6…7検体、R7…7検体
9	甲状腺検査費用の一部助成	健康づくり支援課	平成4年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれ、原発事故当日と検査日において我孫子市に住民登録のある方を対象に、甲状腺超音波検査と血液検査を併せて検査した場合の費用の一部を助成(助成額…5,000円)。 ※ 令和8年度から助成事業を終了する予定	R3…3件 R4…0件 R5…4件 R6…0件 R7…0件
10	東京電力への放射能対策経費の賠償請求	生活衛生課・資源循環推進課・水道局	国・県の補助金等の対象とならない放射能対策経費について、東京電力に賠償請求を行う	
11	指定廃棄物の長期管理施設の早期確保に係る国への要望	資源循環推進課	関係市と連携を図りながら、長期管理施設の早期確保を国に要望していく	令和4年3月29日、環境大臣あての要望書提出 令和6年2月5日、環境大臣あての要望書提出

今後の放射能対策事業について

福島第一原子力発電所事故から15年が経過し事態の鎮静化が進みました。主な状況を整理すると

- ・平成26年1月に公共施設・民有地の除染が完了しました。
- ・令和3年度以降大幅な事業の終了や見直し・縮小をはかりました。(子どもが多く利用する施設等での定期的な放射線量測定の縮小(令和7年度に終了)、小中学校での食材検査の実質的な終了など)
- ・令和6年10月手賀沼での全魚種の出荷制限・出荷自粛要請の解除などです。

さらに令和8年度から甲状腺検査費用の一部助成を終了します。また令和7年10月からクリーンセンターでは剪定枝木の処分方式を変更し、放射性セシウムが100Bq/kgを超過する廃棄物が出る可能性が著しく減じました。そのため実質的に残っている主な事業は次のようなものです。

- 1 手賀沼沿いでの空間線量の測定(国が湖畔での対策を実施しなかったことからのモニタリング、空間線量測定体制の維持)
- 2 ごみ焼却灰などの放射性物質検査(処分先への証明)
- 3 農産物の食品検査(県からの指示に基づく検査)
- 4 水道水の原水と浄水の検査(東電負担による)

それ以外に上記事業に伴い費用負担が生じないことから、「測定機器の貸出」「市民が持ち込む食品・飲用物の検査」を市民サービスとして継続しています。

今後、最終的な解決として放射性物質汚染対処特措法で指定された汚染状況重点調査地域の解除を検討していく必要がありますが、そのための課題として「除染発生土の処分」「指定廃棄物の処分」を関係する近隣市と進めていく必要があります。しかしその具体的な進展がないため上記事業を継続せざるを得ない状況です。

なお、農作物の食品検査については千葉県に縮小・廃止を要望しています。

以上

我孫子市生活衛生課生活環境係